

平成 24 年度障害福祉サービス事業者等集団指導 資料集

平成 25 年 3 月 27 日（水）

午前の部：午前 10 時～
午後の部：午後 2 時～

於：名古屋市鯉城ホール

名古屋市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課

【 目 次 】

1 障害者総合支援法の施行	P 1
2 障害者の範囲の見直し	P 2
3 障害支援区分への見直し	P 5
4 地域相談支援に関するQ & A	P 11
5 地域区分の見直し	P 13
6 申請及び届出等に関する事項	P 25
7 障害福祉サービスの請求	P 41
8 障害福祉サービス等の基準条例	P 53
9 グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制	P 55
10 名古屋市における主な事業一覧	P 61
11 名古屋市における主な障害福祉施設関係予算	P 63
12 障害者就労支援の主な施策	P 67
13 ウエルネットなごやバナー広告募集	P 68
14 福祉避難所	P 69

地域社会における共生の実現に関する法律の概要 新たな障害保健福祉を講ずるための関係法律の整備について

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

概要

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けた、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。
日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害者の充実等障害者の

概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われるることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たつては適切な配慮等を行う。

5. 施策目標

平成25年4月1日(ただし、4、及び5、①～③については、平成26年4月1日)

6. 施策内容

4. 支援規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として以下について検討)

常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福

2. 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

3. 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

4. 手話通訳等を行う者の派遣その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する

支援の在り方

5. 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たつては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

障害者の範囲の見直し

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める者）を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。

- ➡ 難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障害がある方々に対し、障害福祉サービスを提供できるようになる。
- ➡ これまで補助金事業として一部の市町村での実施であったが、全市町村において提供可能になる。
- ➡ 受けられるサービスが、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付だけでなく、新法に定める障害福祉サービスに広がる。

《現状》

- ★ 障害者自立支援法における支援の対象者は、以下のとおり。
 - ・ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
 - ・ 知的障害者福祉法にいう知的障害者
 - ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者を含み、知的障害者を除く。）
- ★ 身体障害者の定義 永続し、かつ一定以上の障害があるものを対象
- 身体障害者の範囲 身体障害者福祉法別表に限定列挙
- 症状が変動しやすいなどにより難病患者等が障害福祉サービスの支援の対象外となる場合がある。
- 難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付）
- 事業を実施する市町村に対し、国が費用の一部を補助（平成24年度予算：2億円、健康局予算事業）
- 難治性疾患克服研究事業の対象である130疾患と関節リウマチの患者を対象

◎ 対象となる者の範囲については、政令で定めることとしており、厚生科学審議会難病対策委員会での議論等を踏まえ、施行（平成25年4月1日）に向けて検討する。

障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲について

(参考資料1)

現在の状況

- 平成25年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に定める障害児・者の対象（※1）に、難病等（※2）が加わり、障害福祉サービス、相談支援等（※3）の対象となる。

- 他方、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会においては、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等の検討が引き続き進められており、この範囲等も参考にして検討することとされたいた障害者総合支援法における難病等の範囲については、直ちに結論を得ることが困難。

※1 児童福祉法に定める障害児についても同様。
※2 障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾患その他の特殊の疾患であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されている。
※3 障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

当面の措置

- 障害者総合支援法の施行に際し、難病患者等が障害程度区分の認定や支給認定等の手続きを経て、平成25年4月から円滑に必要なサービスを受けるようにするため、自治体での準備期間を考慮して同年1月18日に対象疾患を定める政令を公布。

- 今回定める障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾患と同じ範囲（※4）として平成25年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度」とする（※5）。

- なお、障害者総合支援法の対象となる難病等による障害の程度（厚生労働大臣が定める程度）についても、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象患者の状態に鑑み、「（政令で定める）特殊の疾病による障害にかかる医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を行ふものとする。

※4 同事業では、難病患者等のADLの向上のためホームヘルプ事業等を行っており、難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患（130疾患）及び閑節リウマチがその対象範囲となっている。

※5 難病等に該当するかどうかの判断は、個々の市町村において、医師の診断書等で確認することとなる。また、障害程度区分の認定については、全国の市町村で難病等の特性に配慮した円滑な認定が行われる必要があり、1月23日付けで各都道府県に「難病等の基本的な情報報」や「難病等の特徴（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）」、「認定調査の時の注意点」などを整理した関係者向けのマニュアルを送付。

障害者総合支援法の対象疾患一覧

1	gA腎症	34	原発性側索硬化症	67	成人スチル病	99	肥瘍性乾癬
2	亜急性硬化解性全脳炎	35	原発性胆汁性肝硬変	68	脊髄空洞症	100	囊胞性線維症
3	アシソン病	36	原発性免疫不全症候群	69	脊髄小脳変性症	101	パーキンソン病
4	アミロイド症	37	硬化解性萎縮性苔癭	70	脊髓性筋萎縮症	102	バージャー病
5	アレルギー性肉芽腫性血管炎	38	好酸球性筋膜炎	71	全身性エリテマトーテス	103	肺動脈性肺高血圧症
6	ウエグナー肉芽腫症	39	後縫郭帶骨化症	72	先端巨大症	104	肺胞低換気症候群
7	HTLV-1関連脊髄症	40	拘束型心筋炎	73	先天性QT延長症候群	105	ハッド・キアリ症候群
8	ADH不適合分泌症候群	41	広範脊柱管狭窄症	74	先天性魚鱗様紅皮症	106	ハンショントン病
9	黄色鞘帯骨化症	42	高プロラクチン血症	75	先天性副腎皮質酵素欠損症	107	汎発性特発性骨増殖症
10	潰瘍性大腸炎	43	抗リン脂質抗体症候群	76	側頭動脈炎	108	肥大型心筋症
11	下垂体前葉機能低下症	44	骨髓異形成症候群	77	大動脈炎症候群	109	ビタミンD依存症二型
12	加齢性黄斑変性症	45	骨髓線維症	78	大脳皮質基底核変性症	110	皮膚筋炎
13	肝外門脈閉塞症	46	ゴナドトロピン分泌過剰症	79	多系紡錘細胞症	111	びまん性汎細気管支炎
14	關節リウマチ	47	混合性結合組織病	80	多発性運動ニューロン病	112	肥満低換気症候群
15	肝内結石症	48	再生不良性貧血	81	多発筋炎	113	表皮水疱症
16	偽性低アルドステロン症	49	サルコイドーシス	82	多発性硬化症	114	フィッシュレー症候群
17	偽性副甲状腺機能低下症	50	シェーグレン症候群	83	多発性囊胞腎	115	ブリオン病
18	球脊髓性筋萎縮症	51	色素性乾皮症	84	遺伝性内リンパ水腫	116	ペーチェット病
19	急速進行性糸球性腎炎	52	自己免疫性肝炎	85	中枢性尿崩症	117	ペルオキシソーム病
20	強皮症	53	自己免疫性溶血性貧血	86	中毒性表皮壊死症	118	発作性夜間ヘモグロビン尿症
21	ギラン・バレ症候群	54	視神經症	87	TSH産生下垂体腺腫	119	慢性炎症性脱髓性多発神経炎
22	筋萎縮性側索硬化症	55	老年性肺氣腫	88	TSH受容体異常症	120	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
23	クッシング病	56	重症急性肺炎	89	天疱瘡	121	慢性肺炎
24	グルココルチコイド抵抗症	57	重症筋無力症	90	特発性拡張型心筋症	122	ミトコンドリア病
25	クロウ・深瀬症候群	58	神経性過食症	91	特発性間質性肺炎	123	メニエール病
26	クローン病	59	神経性食欲不振症	92	特発性血小板減少性紫斑病	124	網膜色素変性症
27	劇症肝炎	60	神経線維腫症	93	特発性血栓炎	125	もやもや病
28	結節性硬化解症	61	進行性核上性麻痺	94	特発性大腿骨頭壞死	126	有棘赤血球舞踏病
29	結節性動脈周囲炎	62	進行性骨化性線維形成異常症	95	特発性門脈圧亢進症	127	ランブルハシス細胞組織球症
30	血栓性血小板減少性紫斑病	63	進行性多発性白質脳症	96	特発性両側性感音難聴	128	リソーム病
31	原発性アルドステロン症	64	ステイーヴンス・ジョンソン症候群	97	突発性難聴	129	リンパ管筋腫症
32	原発性便化性胆管炎	65	スモン	98	難治性ネフローゼ症候群	130	レフェトフ症候群
33	原発性高脂血症	66	正常圧水頭症				

障害支援区分への見直し

障害程度区分
(障害者自立支援法)

【定義】
障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すもの。

【定義】
障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

【課題】
障害程度区分は、知的障害者及び精神障害者について、一次判定で低く判定され、二次判定で引き上げられている割合が高いことから、障害の特性を反映するよう見直すべきではないか、との課題が指摘。

※二次判定で引き上げられた割合
〔平成22年10月～平成23年9月〕
身体：20.3%、知的：43.6%、精神：46.2%
〔平成23年10月～平成24年9月〕
身体：17.9%、知的：40.7%、精神：44.5%

障害支援区分
(障害者総合支援法)

【定義】
障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

【施行期日】
平成26年4月1日

【適切な障害支援区分の認定のための措置】
政府は、障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。

【法施行後3年目途の検討】

「障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方」については、障害者総合支援法の施行後3年(障害支援区分の施行後2年)を目途に検討。

※ 現行の6段階の区分、3障害共通の調査項目や判定式等については、施行後3年目途の検討の中で対応。

障害支援区分への見直しの主な検討状況

1. 新判定式（コンピュータ判定式）の構築

- 現行のコンピュータ判定式で使用している要介護認定と同様の判定式は使用せず、コンピュータ判定式を抜本的に見直し。
- 新たなコンピュータ判定式では、全ての調査項目の結果をもとに判定。

2. 調査項目の追加

- 知的障害者及び精神障害者の特性をより反映するため、調査項目を追加。特に、発達障害の特性にも配慮できるよう、行動障害に關する調査項目を追加。

3. 調査項目の削除

- 調査時の障害者の負担を軽減するため、「他の調査項目と評価が重複する調査項目」や「判定に影響が少ない調査項目」等を削除。

4. 選択肢や調査方法等の見直し

- 市町村審査会の二次判定で評価している支援の内容や障害の状態等（二次判定引上げ要因）を、コンピュータ判定で評価できるように、調査項目の選択肢や調査方法等を見直し。

※見直しにあたって留意する内容

- ・「見守りや声かけ等の支援」の評価
- ・「できない場合」の評価
- ・「慣れていない状況や初めての場所でできない場合」の評価
- ・「状態や症状に変化があること」の評価

1. 新判定式（コンピュータ判定式）の構築

課題	主な検討状況
<ul style="list-style-type: none">○ 現在のコンピュータ判定式は、開発された当時の要介護認定の判定式（樹形図）をそのまま活用したため、<u>肢体不自由者以外の障害の特性を十分に反映できていない。</u>○ 106項目の調査項目のうち、「<u>行動障害や精神面等の調査項目（20項目）</u>」の結果は、コンピュータ判定では評価されない。○ 市町村審査会が行う二次判定は、審査会委員の構成等が異なるため、<u>全国一律の評価とならない</u>。	<ul style="list-style-type: none">○ 現行の二次判定により近い一次判定が全国一律で可能になるように、コンピュータ判定式を抜本的に見直し。○ 要介護認定の判定式（樹形図）は使用しない。○ 全ての調査項目の結果をもとに判定。○ 医師意見書の項目についても、コンピュータ判定式で評価できないか検討。<ul style="list-style-type: none">・てんかんの有無、頻度・身体の状態（麻痺、関節の拘縮、褥瘡等）・精神障害の機能評価※ コンピュータ判定式の見直しにより、肢体不自由者の一次判定が下がらないように注意。

※警告コード
調査結果をコンピュータに入力する時にミスがないか確認するための62の組み合わせ

○ 障害の特性は多種多様であり、また、個々の障害者はさらに様々な状態であるため、一部の組み合わせだけで障害の特性か、入力ミスかを判断することは困難であることから、警告コードは廃止。

○ 障害の特性は多種多様であり、また、個々の障害者はさらに様々な状態であるため、一部の組み合わせだけで障害の特性か、入力ミスかを判断することは困難であることから、警告コードは廃止。

2. 調査項目の追加

課題
○ 知的障害者及び精神障害者の特性をより反映できるように、調査項目を追加する必要がある。



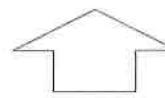
主な検討状況
○ 現行の調査項目では評価が難しい知的障害者及び精神障害者の特性をより反映するため、調査項目を追加。 ○ 特に、発達障害の特性にも配慮できるよう、行動障害に関する調査項目を追加。

※追加を検討する項目

- ・「危険や異常を認識し安全な行動を行えない場合」の支援を評価する項目
- ・「感覚過敏、感覚鈍麻の有無」を確認する項目
- ・「読み書きや会話、パソコン等の操作に制限がある場合」の支援を評価する項目

3. 調査項目の削除

課題
○ 調査時の障害者の負担を軽減するため、不要な調査項目は削除する必要がある。



主な検討状況
○ 現行の障害程度区分の認定状況を分析し、調査項目を削除。

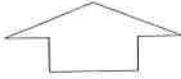
- ※削除を検討する項目
- ・他の調査項目と評価が重複する調査項目
 - ・判定に影響が少ない調査項目
 - ・医師意見書と内容が重複している調査項目

4. 選択肢や評価方法等の見直し

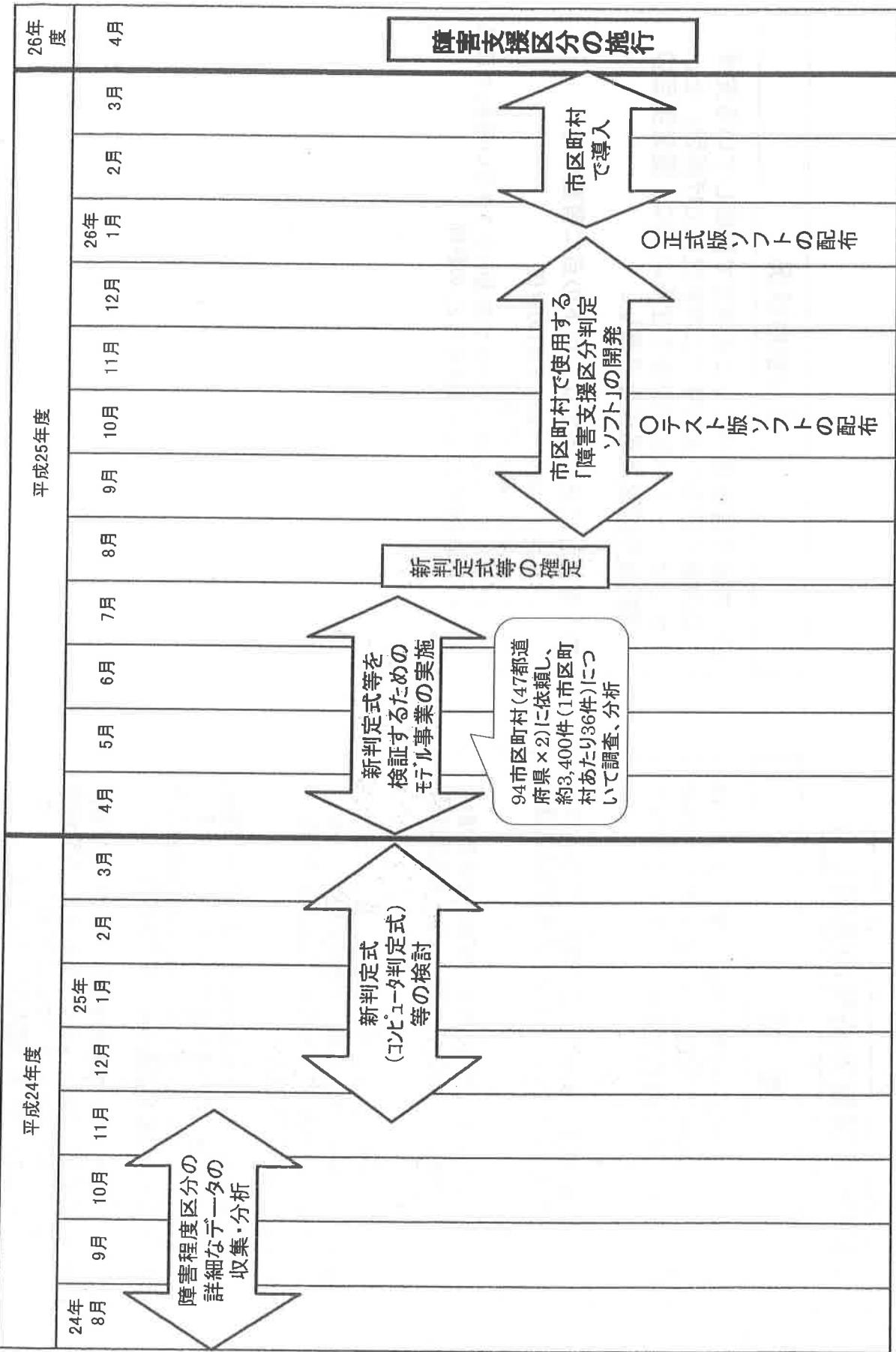
課題
<ul style="list-style-type: none">以下の支援の内容や障害の状態等については、現在のコンピュータ判定では評価されず、市町村審査会が行う二次判定の引上げ要因となるいる。<ul style="list-style-type: none">見守り等の支援によって問題行動が生じていない場合、「問題行動がない」となり、見守り等の支援が評価されない。声かけ等の支援によって行為・行動ができる場合、「できる(介助なし)」となり、声かけ等の支援が評価されない。できたりできなかつたりする場合、より頻回な状況に基づき判断するため、できない回数が少ない「できる(介助なし)」となり、できないう場合があることが評価されない。自宅等の慣れでいる状況や場所でのみできる場合、より頻回な状況に基づき判断するため、「できる(介助なし)」となり、慣れていない状況や初めての場所でできない場合があることが評価されない。知的障害者や精神障害者で状態に変化がある場合や、難病患者等で症状に変化がある場合、調査の時の状態や症状によつては「できる(介助なし)」となり、重度の時の状態や症状が評価されない。

主な検討状況

主な検討状況
<ul style="list-style-type: none">市町村審査会が行う二次判定で評価している支援の内容や障害の状態等（二次判定引上げ要因）を、コンピュータ判定で評価できるように、<u>調査項目の選択肢や調査方法等を見直し。</u>見直しにあたっては、以下の点に留意する。<ul style="list-style-type: none">「見守りや声かけ等の支援」の評価「できない場合」の評価「慣れていない状況や初めての場所でできない場合」の評価「状態や症状に変化があること」の評価等



○障害支援区分の施行に向けたスケジュール



地域相談支援に関するQ & A

1. 地域移行支援

問1 体験的な宿泊中に地域相談支援の利用者が居宅介護を利用することは可能か。

(答)

体験宿泊先は「居宅」ではないため、体験宿泊中に居宅介護など訪問系のサービスを利用するすることはできない。ただし、体験宿泊加算（Ⅱ）を算定する場合において、地域相談支援事業者が提供すべき夜間及び深夜の時間帯を通じた見守り等の支援を指定居宅介護事業者等に委託することは差し支えない。

問2 宿泊型自立訓練事業所の空室を活用して体験的な宿泊支援を行った場合であっても、体験宿泊加算の算定対象となるか。

(答)

地域移行支援で提供する体験的な宿泊は、単身での地域生活に向けたものであり、地域生活と同様の環境で実施する必要がある。このため、精神科病院に入院している障害者が同一敷地内に立地している宿泊型自立訓練事業所を体験宿泊先として活用する場合や、その体験宿泊の目的が単に宿泊型自立訓練の体験的な利用である場合には、地域移行支援の体験宿泊加算は算定できない。

一方、地域生活の体験の場として、利用者が入院する精神科病院の敷地外に立地している宿泊型自立訓練事業所を利用する場合であって、その環境が地域生活と同様であると認められる場合には、地域移行支援の体験宿泊加算の算定対象として差し支えない。

なお、当該取扱は障害者支援施設等に入所している障害者の体験宿泊加算の場合も同様である。

問3 例えば、地域移行支援の利用者が他市への転居を希望する場合に、住居確保など地域移行支援の業務の一部を転居希望先の相談支援事業所に委託することは可能か。

(答)

地域移行支援は、障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援を除き、他の相談支援事業所への業務委託は認められないものである。

問4 地域相談支援給付決定障害者が、退院又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合は、「退院・退所月加算」の算定対象外となっているが、ここでいう「他の社会福祉施設等」は、具体的には何を指すか。

(答)

社会福祉法第62条第1項に規定する「社会福祉施設」のほか、介護保険施設、病院、診療所、宿泊型自立訓練事業所を想定している。

2. 地域定着支援

問5 地域相談支援給付決定障害者が支給決定期間中に1ヶ月間入院していた場合、その月も地域定着支援サービス費を算定することはできるか。

(答)

利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保していれば、利用者が入院している間も、地域定着支援サービス費の算定は可能である。ただし、入院期間の長期化が見込まれる場合にはその支給の必要性について改めて判断する必要がある。なお、入院中であっても、指定地域定着支援事業者は、適宜利用者の入院先への訪問等を行い、利用者の状況を把握すること。

問6 例えば、短期入所サービスの支給決定を受けている利用者からの要請により、地域相談支援事業者が利用者の居宅を訪問し、状況を確認した上で、その後の支援を短期入所事業所につないだ場合であっても、緊急時支援費を算定できるか。

(答)

算定できる。ただし、一時的な滞在による支援は行わないため、緊急時支援費を算定できるのは利用者の居宅を訪問した日に限る。

問7 緊急時支援費はどのような場合に算定できるか。

(答)

利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態が発生した際、訪問により支援を行った場合、又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できる。一時的な滞在による支援を行った場合には、宿泊日及び退所日のいずれの日も算定が可能である（一泊二日の場合は700単位×2日）。

なお、緊急時支援を行った場合には、できる限り速やかにその状況を市町村に連絡することが望ましい。

3. 地域移行支援・地域定着支援

問8 地域移行支援サービス費と地域定着支援サービス費を同月に算定することはできるか。

(答)

地域移行支援サービス費及び地域定着支援サービス費それぞれの算定要件を満たせば、同月に算定することは可能である。

8 地域区分の見直しについて

平成 24 年 4 月に実施した障害福祉サービス等報酬改定において、地域区分の見直しに係る事項については、平成 24 年度から平成 26 年度までの間、激変緩和のための経過措置を設けたところである。

については、管内の障害福祉サービス事業所等に対して改めて周知いただくとともに、算定に係る必要な届出に遗漏なきよう、適正な指導をお願いする。

【参考】平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要＜抜粋＞
(平成24年1月31日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム)

(6) 地域区分の見直し

- 地域区分については、これまで準拠していた国家公務員の調整手当が地域手当へと完全移行したことや、これを受けた診療報酬や介護報酬における対応の動向を踏まえ、新たに国家公務員の地域手当の地域区分（7区分）を採用する。
- その際、対象地域や地域別の上乗せ割合については、国家公務員の地域手当の支給地域や上乗せ割合（18%、15%、12%、10%、6%、3%及び0%）を採用し、官署が所在しない地域等のうち対象となる地域やその上乗せ割合については、診療報酬における考え方（*）を採用する。なお、地域区分を適用する市町村の区域については、直近の市町村合併を反映させる。
 - * 国家公務員の地域手当の対象となっている地域に囲まれている地域や対象となっている複数の地域に隣接している地域については、隣接する対象地域の区分のうち低い区分と同様とするという考え方。
- 地域区分の見直しは、障害福祉サービス報酬の1単位単価を通じて事業所の経営や地方自治体の財政にも大きな影響を与えるものであることから、上乗せ割合が変動する地域については、激変緩和のための経過措置を設ける。具体的には、見直しの完全施行は平成27年度からとし、平成24年度から平成26年度までの間は毎年度段階的に上乗せ割合を引き上げ又は引き下げる。
- なお、障害児の地域区分については、平成18年度から国家公務員の地域手当の地域区分を段階的に導入し、平成22年度までの5年間で既に完成しており、また、児童福祉施設などのその他の児童福祉施設の地域区分が国家公務員の地域手当の地域区分を基本にしていることとの整合性を図る必要があることから、見直しを行わない。

地域区分の見直しの全体像

地域区分の見直しについて

<現行>

地域割り		5区分				
上乗せ割合	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地	
12%	10%	6%	3%	0%		
官署所在地		国家公務員の調整手当支給地域				
対象地域		上記の対象地域に三方以上囲まれている地域 (首都圏、近畿圏内等に限る) (※上乗せ割合は、周辺市に対する割合を参考とし、独自に設定)				
対象とする市町村の区域の時期		以前官署が存在した地域(※上乗せ割合は、従前の区分と同様)				

<見直し後>

地域割り		7区分				
上乗せ割合	特別区	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地
18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
官署所在地		国家公務員の地域手当支給地域				
対象地域		上記の 対象地域に隣接している地域 (※上乗せ割合は、隣接する対象地域の区分のうち、低い区分と同様)				

* 上乗せ割合が変動する地域については、平成24年度～26年度にかけて、引き上がる(下がる)分の上乗せ割合を、毎年度「1／4」ずつ段階的に引き上げ(下げ)、平成27年度から完全施行。

* 児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る上乗せ割合の変動についても、同様の経過措置を講じる。

* 障害児の地域区分については見直しを行わない。

障害者の地域区分

● 地域区分の見直しによる障害福祉サービス報酬 1単位単価の見直し

[見直し後の1単位単価]【現行と平成27年度以降】

<現行> 5区分

<平成27年度以降> 見直し後の最終的な7区分

	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地	内地
12%	10%	6%	3%	0%		
居宅介護	10,722円	10,601円	10,36円	10,18円	10円	
重度訪問介護	10,722円	10,601円	10,36円	10,18円	10円	
同行援護	10,722円	10,601円	10,36円	10,18円	10円	
行動援護	10,722円	10,601円	10,36円	10,18円	10円	
療養介護						
生活介護	10,73円	10,61円	10,36円	10,18円	10円	
児童デイサービス	10,722円	10,601円	10,36円	10,18円	10円	
短期入所	10,722円	10,601円	10,36円	10,18円	10円	
重度障害者等包括支援	10,722円	10,601円	10,36円	10,18円	10円	
共同生活介護	10,98円	10,81円	10,49円	10,24円	10円	
施設入所支援	10,79円	10,66円	10,40円	10,20円	10円	
自立訓練(機能訓練)	10,70円	10,59円	10,35円	10,18円	10円	
自立訓練(生活訓練)	10,70円	10,59円	10,35円	10,18円	10円	
就労移行支援	10,71円	10,59円	10,35円	10,18円	10円	
就労継続支援A型	10,68円	10,57円	10,34円	10,17円	10円	
就労継続支援B型	10,68円	10,57円	10,34円	10,17円	10円	
共同生活援助	10,97円	10,80円	10,48円	10,23円	10円	
旧身体障害者更生施設	10,73円	10,61円	10,36円	10,18円	10円	
旧身体障害者療護施設	10,80円	10,67円	10,40円	10,20円	10円	
旧身体障害者人所授産施設	10,68円	10,57円	10,34円	10,17円	10円	
旧身体障害者通所授産施設	10,75円	10,62円	10,37円	10,19円	10円	
旧知的障害者入所更生施設	10,80円	10,67円	10,40円	10,20円	10円	
旧知的障害者通所更生施設	10,86円	10,72円	10,43円	10,22円	10円	
旧知的障害者授産施設	10,80円	10,67円	10,40円	10,20円	10円	
旧知的障害者通勤寮	10,48円	10,40円	10,24円	10,12円	10円	
指定相談支援	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円	

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%	
居宅介護	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
重度訪問介護	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
同行援護	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
行動援護	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
療養介護							
生活介護	11,10円	10,92円	10,73円	10,61円	10,37円	10,18円	10円
児童デイサービス	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
短期入所	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
重度障害者等包括支援	11,46円	11,22円	10,97円	10,81円	10,49円	10,24円	10円
共同生活介護	11,19円	10,99円	10,79円	10,66円	10,40円	10,20円	10円
施設入所支援	11,06円	10,89円	10,71円	10,59円	10,35円	10,18円	10円
自立訓練(機能訓練)	11,06円	10,89円	10,71円	10,59円	10,35円	10,18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11,06円	10,89円	10,71円	10,59円	10,35円	10,18円	10円
就労移行支援	11,03円	10,86円	10,68円	10,57円	10,34円	10,17円	10円
就労継続支援A型	11,03円	10,86円	10,68円	10,57円	10,34円	10,17円	10円
就労継続支援B型	11,44円	11,20円	10,96円	10,80円	10,48円	10,24円	10円
共同生活援助							
旧身体障害者更生施設							
旧身体障害者療護施設							
旧身体障害者人所授産施設							
旧身体障害者通所授産施設							
旧知的障害者入所更生施設							
旧知的障害者通所更生施設							
旧知的障害者授産施設							
旧知的障害者通勤寮							
指定相談支援	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
地域相談支援	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円

[1単位単価の見直しに当たつての経過措置]【平成24年度から26年度】

<平成24年度> 17区分

	特別区→1級地	青甲地→2級地	神甲地→3級地	神甲地→2級地	青甲地→4級地	青甲地→5級地	甲地→3級地	甲地→4級地	甲地→5級地	甲地→6級地	乙地→2級地	乙地→3級地	丙地→4級地	丙地→5級地	乙地→その他の地域	丙地→5級地	丙地→6級地	丙地→その他の地域
	13.5%	11.25%	10.5%	10%	9%	7.5%	7%	6%	5.25%	4.75%	3.75%	3%	2.5%	2.25%	1.5%	0.75%	0%	
居宅介護	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円	
重度訪問介護	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円	
同行援護	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円	
行動援護	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円	
療養介護																		
生活介護	10.82円	10.69円	10.64円	10.61円	10.55円	10.46円	10.43円	10.37円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円	
児童デイサービス																		
短期入所	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円	
重度障害者等包括支援	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円	
共同生活介護	11.09円	10.91円	10.85円	10.81円	10.73円	10.61円	10.57円	10.49円	10.43円	10.41円	10.35円	10.31円	10.25円	10.20円	10.24円	10.20円	10.12円	10.06円
施設入所支援	10.89円	10.74円	10.69円	10.66円	10.59円	10.50円	10.46円	10.40円	10.35円	10.31円	10.28円	10.22円	10.18円	10.15円	10.13円	10.09円	10.04円	10円
自立訓練(機能訓練)	10.80円	10.66円	10.62円	10.59円	10.53円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.28円	10.22円	10.18円	10.15円	10.13円	10.09円	10.04円	10円	
自立訓練(生活訓練)	10.80円	10.66円	10.62円	10.59円	10.53円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.28円	10.22円	10.18円	10.15円	10.13円	10.09円	10.04円	10円	
就労移行支援	10.80円	10.66円	10.62円	10.59円	10.53円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.28円	10.22円	10.18円	10.15円	10.13円	10.09円	10.04円	10円	
就労継続支援A型	10.77円	10.64円	10.60円	10.57円	10.51円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.27円	10.21円	10.17円	10.14円	10.13円	10.09円	10.04円	10円	
就労継続支援B型	10.77円	10.64円	10.60円	10.57円	10.51円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.27円	10.21円	10.17円	10.14円	10.13円	10.09円	10.04円	10円	
共同生活援助	11.08円	10.90円	10.84円	10.80円	10.72円	10.60円	10.56円	10.48円	10.42円	10.38円	10.30円	10.24円	10.20円	10.18円	10.12円	10.06円	10円	
旧身体障害者更生施設																		
旧身体障害者療護施設																		
旧身体障害者入所授産施設																		
旧知的障害者通所更生施設																		
旧知的障害者通所更生施設																		
旧知的障害者受達施設																		
旧知的障害者運動療																		
計画相談支援	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円	
地域相談支援	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円	

* P52から54の表の見方

P55・56の表を見て、[現行の地域区分] [見直し後の最終的な地域区分]

6級地 (3%)

の市町村の場合、「丙地→6級地」の欄が、当該年度の各障害福祉サービス報酬の1単位単価。

<平成25年度> 14区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	特甲地→5級地	特甲地→6級地	乙地→3級地	乙地→4級地	丙地→2級地	丙地→3級地	丙地→4級地	丙地→5級地	丙地→6級地	乙地→6級地	丙地→5級地	丙地→6級地	乙地→その他	丙地→その他
	15%	12.5%	11%	10%	9%	8%	7.5%	6.5%	6%	5%	4.5%	3%	1.5%	0%				
居宅介護	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10.09円	10.09円	10.09円	10円	
重度訪問介護	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10.09円	10.09円	10.09円	10円	
同行援護	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10.09円	10.09円	10.09円	10円	
行動援護	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10.09円	10.09円	10.09円	10円	
療養介護																		
生活介護	10.92円	10.76円	10.67円	10.61円	10.55円	10.49円	10.46円	10.40円	10.37円	10.31円	10.27円	10.18円	10.09円	10.09円	10.09円	10.09円	10円	
児童デイサービス																		
短期入所	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10.09円	10.09円	10.09円	10円	
重度障害者等包括支援	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10.09円	10.09円	10.09円	10円	
共同生活介護	11.22円	11.01円	10.89円	10.81円	10.73円	10.65円	10.61円	10.53円	10.49円	10.41円	10.36円	10.24円	10.12円	10.12円	10.12円	10.12円	10円	
施設入所支援	10.99円	10.83円	10.73円	10.66円	10.59円	10.53円	10.50円	10.43円	10.40円	10.33円	10.30円	10.20円	10.10円	10.10円	10.10円	10.10円	10円	
自立訓練(機能訓練)	10.89円	10.74円	10.65円	10.59円	10.53円	10.47円	10.44円	10.38円	10.35円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10.09円	10.09円	10.09円	10円	
自立訓練(生活訓練)	10.89円	10.74円	10.65円	10.59円	10.53円	10.47円	10.44円	10.38円	10.35円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10.09円	10.09円	10.09円	10円	
就労移行支援	10.89円	10.74円	10.65円	10.59円	10.53円	10.47円	10.44円	10.38円	10.35円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10.09円	10.09円	10.09円	10円	
就労継続支援A型	10.86円	10.71円	10.63円	10.57円	10.51円	10.46円	10.43円	10.37円	10.34円	10.29円	10.26円	10.17円	10.09円	10.09円	10.09円	10.09円	10円	
就労継続支援B型	10.86円	10.71円	10.63円	10.57円	10.51円	10.46円	10.43円	10.37円	10.34円	10.29円	10.26円	10.17円	10.09円	10.09円	10.09円	10.09円	10円	
共同生活援助	11.20円	11.00円	10.88円	10.80円	10.72円	10.64円	10.60円	10.52円	10.48円	10.40円	10.36円	10.24円	10.12円	10.12円	10.12円	10.12円	10円	
旧身体障害者更生施設																		
旧身体障害者療護施設																		
旧身体障害者入所授産施																		
旧身体障害者通所授産施																		
旧知的障害者通勤寮																		
計画相談支援	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10.09円	10.09円	10.09円	10円	
地域相談支援	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10.09円	10.09円	10.09円	10円	

＜平成26年度＞ 20区分

- 現行の地域区分と見直し後の最終的な地域区分を適用する対象地域の比較

[官署が所在しない地域等]

		異動後の最終的な地域区分						
		1級地 (18%)	2級地 (15%)	3級地 (12%)	4級地 (10%)	5級地 (6%)	6級地 (3%)	その他 (0%)
特別区 (12%)								
特产地 (10%)								
甲地 (6%)								
乙地 (3%)								
		現行の税率区分					丙地 (0%)	

障害児の地域区分

●障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の施行による障害児支援の報酬の見直し

<現行>

障害児	知的障害児施設支援 精神幼児施設支援	児童サービス	難症心身障害児(者)通園事業	1級地 2級地 3級地 4級地 5級地 6級地 7級地 その他							
				1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
11.12円	1.95円 12% 10% 6% 3% 0%	10.93円 10.74円 10.62円 10.50円 10.37円 10.19円 10円									
* 障害者の地域区分は5区分											
-											
肢体不自由児施設支援				10円							
児童サービス(車両)					*	障害者の地域区分は5区分					
難症心身障害児(者)通園事業(車両)											
-											
併設する施設が主たる施設の場合	11.00円 10.84円 10.67円 10.56円 10.45円 10.33円 10.17円 10円										
知的障害児施設支援	11.12円 10.93円 10.74円 10.62円 10.50円 10.37円 10.19円 10円										
第二種自閉症児施設の場合	11.10円 10.92円 10.73円 10.61円 10.49円 10.37円 10.18円 10円										
第二種自閉症児施設の場合	11.09円 10.83円 10.68円 10.55円 10.44円 10.33円 10.17円 10円										
当該施設が主たる施設の場合は車両	11.12円 10.93円 10.74円 10.62円 10.50円 10.37円 10.19円 10円										
当該施設が主たる施設の場合は車両	11.11円 10.93円 10.74円 10.62円 10.49円 10.37円 10.19円 10円										
当該施設が主たる施設の場合	11.08円 10.90円 10.72円 10.60円 10.48円 10.36円 10.18円 10円										
当該施設が主たる施設の場合は車両	11.11円 10.93円 10.74円 10.62円 10.49円 10.37円 10.19円 10円										
当該施設が主たる施設の場合は車両	11.16円 10.97円 10.77円 10.64円 10.52円 10.39円 10.19円 10円										
肢体不自由児施設支援	11.10円 10.92円 10.73円 10.61円 10.49円 10.37円 10.18円 10円										
第一種自閉症児施設支援				10円							
肢体不自由児施設支援				10円							
難症心身障害児施設支援				10円							
-											

<見直し後>

障害児	医療型児童発達支援(含:指定医療機関) 所支援	放課後 デイ サービス	主たる対象が重症心身障害の場合	1級地 2級地 3級地 4級地 5級地 6級地 7級地 その他							
				1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
医療型児童発達支援センターの場合は車両	11.12円 10.93円 10.74円 10.62円 10.50円 10.37円 10.19円 10円			11.12円 10.93円 10.74円 10.62円 10.50円 10.37円 10.19円 10円							
医療型児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.08円 10.90円 10.72円 10.60円 10.48円 10.36円 10.18円 10円			11.08円 10.90円 10.72円 10.60円 10.48円 10.36円 10.18円 10円							
主たる対象が重症心身障害の場合	11.37円 11.14円 10.91円 10.76円 10.61円 10.46円 10.23円 10円			11.37円 11.14円 10.91円 10.76円 10.61円 10.46円 10.23円 10円							
医療型児童発達支援(含:指定医療機関) 所支援				10円							
障害者等訪問支援											
知的障害(併設する施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合は車両)	11.00円 10.84円 10.67円 10.56円 10.45円 10.33円 10.17円 10円			11.00円 10.84円 10.67円 10.56円 10.45円 10.33円 10.17円 10円							
当該施設が主たる施設の場合は車両	11.12円 10.93円 10.74円 10.62円 10.50円 10.37円 10.19円 10円			11.12円 10.93円 10.74円 10.62円 10.50円 10.37円 10.19円 10円							
自閉症の場合	11.10円 10.92円 10.73円 10.61円 10.49円 10.37円 10.18円 10円			11.10円 10.92円 10.73円 10.61円 10.49円 10.37円 10.18円 10円							
併設する施設が主たる施設の場合は車両	10.99円 10.83円 10.68円 10.55円 10.44円 10.33円 10.17円 10円			10.99円 10.83円 10.68円 10.55円 10.44円 10.33円 10.17円 10円							
当該施設が主たる施設の場合は車両	11.11円 10.93円 10.74円 10.62円 10.50円 10.37円 10.19円 10円			11.11円 10.93円 10.74円 10.62円 10.50円 10.37円 10.19円 10円							
当該施設が主たる施設の場合は車両	11.08円 10.90円 10.72円 10.60円 10.48円 10.36円 10.18円 10円			11.08円 10.90円 10.72円 10.60円 10.48円 10.36円 10.18円 10円							
当該施設が主たる施設の場合は車両	11.11円 10.93円 10.74円 10.62円 10.50円 10.37円 10.19円 10円			11.11円 10.93円 10.74円 10.62円 10.50円 10.37円 10.19円 10円							
当該施設が主たる施設の場合は車両	11.16円 10.97円 10.77円 10.64円 10.52円 10.39円 10.19円 10円			11.16円 10.97円 10.77円 10.64円 10.52円 10.39円 10.19円 10円							
肢体不自由児施設支援	11.10円 10.92円 10.73円 10.61円 10.49円 10.37円 10.18円 10円			11.10円 10.92円 10.73円 10.61円 10.49円 10.37円 10.18円 10円							
第一種自閉症児施設支援				10円							
肢体不自由児施設支援				10円							
難症心身障害児施設支援				10円							
-											

●児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る児童発達支援等の報酬の1単位単価の経過措置

<現行> 5区分					
	特別区	特甲地	甲地	乙地	
児童デイサービス	1.2%	10%	6%	3%	0%
10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円	

↓

<平成24年度> 18区分

児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合は児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象者が重症心身障害以外の障害の場合)	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.39円	10.32円	10.29円	10.26円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
--	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----

↓

<平成25年度> 15区分

児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合は児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象者が重症心身障害以外の障害の場合)	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.40円	10.36円	10.31円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円
--	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----

↓

<平成26年度> 21区分

児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合は児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象者が重症心身障害以外の障害の場合)	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.41円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円
--	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----

↓

<平成27年度以降> 見直し後の最終的な8区分

児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合は児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象者が重症心身障害以外の障害の場合)	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
--	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----

* 平成24年度から26年度までの表の見方

次頁の表を見て、[現行の障害者の地域区分] [障害児の地域区分]

丙地 (0%)

→ 7級地 (3%)

の市町村の場合、「丙地→7級地」の欄が、当該年度の児童発達支援等の報酬の1単位単価。

〔官署が所在地・冒署が所在地の比較〕現行の慣習による対象地域区分と障害者者の地域区分を適用する場合等

下緑(ばる)は官署の所在を示す

* 地域区分を適用する市町村の区域については、平成18年4月1日。

* 平成15年4月2日から18年4月1日の間に、市町村合併により、A市にB市の合併してA市に編入してA市になつた場合や、A市とB市の合併によりC市を新設した場合等は、平成18年4月1日時点の区域を基準として表を見る(ただし、児童発達支援等への移行に係る上乗せからサービスが受けられなかったり、児童扶養手当が受けられなくなったりする)。平成18年4月1日時点の区域を基準とした場合と合併した旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び山口県下関市と合併した旧第3種町、旧種波町、旧庄内町及び山口県下関市と合併した旧第4種町、旧種波町で取引する場合は、平成18年4月1日時点の区域を基準とした場合と合併した旧北野町、旧城島町、久留米市又は飯塚市と合併した旧田主丸町、旧豊北町、福岡県久留米市と合併した旧豊田町については、平成27年4月1日から下関市、久留米市又は飯塚市と合併した旧田主丸町、旧豊北町、福岡県久留米市と合併した旧豊田町に上乗せ割合(は0%とする)。

* 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

申請及び届出等に関する事項について

1 指定申請について

愛知県の指定において、審査の厳格化に伴い、指定申請時の取扱いが変わりました（一部実施済み）

- ①申請書の提出期限（指定予定日の前月 15 日→前々月末日）
- ②サービス管理責任者、サービス提供責任者実務経験証明書の提出（「写し」での提出が不可となり、原本を提出する。証明者への電話確認を行う。）
- ③雇用する従業者との雇用確認（雇用契約書、雇用通知書の提出）
- ④現地確認（通所、居住系）
- ⑤グループホーム・ケアホームの指定時における地域住民への説明内容の確認
(申請調書による確認。別紙参照)

【本市における取扱い】

- ①④実施済み

②平成 25 年 4 月受付より開始します。

- ・從来どおり、名古屋市長宛の証明書は原本を提出いただきます。
- ・本人宛の実務経験証明書は、写しの提出（原本証明必要）をお願いします。内容に疑義がある場合は、原本を提示いただきます。
- ・内容確認のため、ご本人の同席を依頼することもあります。
- ・証明元へ電話確認を行います。

③一部すでに実施済みですが、平成 25 年 4 月受付より開始します。

⑤平成 25 年 4 月受付より開始。

- ・書式は修正する可能性があります。

2 変更届出書の提出について

愛知県では審査の厳格化に伴い、変更届においても取扱いが変わります。

①サービス管理責任者、サービス提供責任者の変更

- ・実務経験証明書は、原本による提出に変更し、指定申請書と同様の取り扱いを行う。
- ・なお、提出された実務経験証明書については、証明元へ証明内容の確認を行う。

② ケアホーム・グループホームの移転及び住居の追加

- ・「申請調書」により、地域住民への説明内容等について確認する。

【本市における取扱い】

①平成 25 年 4 月届出より開始します。

- ・從来どおり、名古屋市長宛の証明書は原本を提出いただきます。
- ・内容確認のため、ご本人に直接内容を確認することもあります。
- ・証明元へ証明内容の確認を行います。

②平成 25 年 4 月届出より開始

3 平成25年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について

このことについて、障害者自立支援法における介護給付費等の算定に当たり、「平成18年9月29日厚生労働省告示第523号」の規定等に基づき、「介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書」をあらかじめ都道府県知事（政令指定都市及び中核市の長）に届け出ることとなっている。

平成25年度においては、当該届出書については、別紙のとおり提出願います。

◎提出期限

平成25年4月15日（月）期限厳守（消印有効）

◎留意事項

- ・ 4月開始の加算及び5月開始の加算とともに、提出期限は4月15日（月）となります。
- ・ なお、届出書の提出がない場合、6月サービス提供分以降の適用になります。
- ・ 「目標工賃関係の加算」については、3月上旬に発送されました愛知県の通知どおり、工賃向上計画の写しを必ず添付してください。

4 平成25年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の届出書の提出について

平成25年度において、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定を受けようとする指定障害福祉サービス事業者等（児童福祉法上のサービスも含む）については、届出書の提出が必要となります（別紙参照）。

◎提出期限

平成25年3月29日（金）期限厳守（消印有効）

※1 期限までに届出書を提出できない場合には、加算を算定することができません。

※2 上記の期限後においては、算定を受けようとする月の前月の末日までに届出書を提出することにより加算を算定することができます。

例) 5/31までに受理で、6月サービス提供分から加算を算定

5 平成24年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の実績報告書の提出について

（1）提出期限

平成24年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出することとなっています。

例) 4月請求分（3月サービス提供分）が5月に支払われた場合、提出期限は平成25年7月31日（水）となります。

（2）届出書類

①別紙様式5

②様式例(簡略版) 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算
支払実績明細書^{*1}

③別紙様式5(添付書類1)

④別紙様式5(添付書類2)^{*2}

⑤別紙様式5(添付書類3)^{*3}

※1 別紙様式5の賃金改善所要額について積算根拠となる資料であり、任意の書式
でも可

※2 都道府県の圏域を越えて所在する複数の障害福祉サービス事業者等を有する
法人は、提出が必要です。

※3 市町村の圏域を越えて所在する複数の障害福祉サービス事業者等を有する法
人は、提出が必要です。

6 定款の変更について

○ 障害者自立支援法の改正に係る法人の定款変更の取扱いについて

平成24年12月21日付けで厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課より下記
のとおり、事務連絡があつたところです。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関
係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)の施行に伴い、障害者自立支
援法(平成17年法律第123号)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
するための法律」に改正されることで、法人が定款内容を変更する必要性がある場
合であつて当該変更に一定の猶予(次の定款変更の際に併せて改正する等)を認め
る場合は、定款の該当部分に同法に定める事業が具体的に明記されている場合その
他の定款内容が明確に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律」に係るものであると判断できる場合とする。

【具体例】

次の場合には、「障害福祉サービス事業」「相談支援事業」「移動支援事業」とい
う事業名により、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
に基づく事業であることが類推できることから、定款変更に一定の猶予を認める場
合となる。

定款 第〇条 この法人は、その目的を達成するため・・・次の事業を行う。

1. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
2. 障害者自立支援法に基づく相談支援事業
3. 障害者自立支援法に基づく移動支援事業

ただし、この例示は一定の猶予が認められる場合の一例であり、必ずしもこの文
言に限定するものではない。

定款内容が明確に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律」に該当するものであれば、定款変更に係る一定の猶予は認めることとなること
につき、ご留意願いたい。

【留意事項】

「共同生活介護」については、平成 26 年 4 月 1 日から「共同生活援助」に一元化されるが、法律の規定上、「共同生活介護」を改正後の「共同生活援助」として類推できないことから、定款変更に一定の猶予を認める場合とならない。

したがって、例えば平成 25 年 4 月 1 日以降に「障害者自立支援法に基づく共同生活介護」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活介護」に変更した場合、平成 26 年 4 月 1 日以降に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助」へ再度変更が必要となることにつき、ご留意願いたい。

(1) 既存の事業所・施設等について

上記の事務連絡については、事前の準備期間を十分に確保されず、障害者総合支援法の施行日までに、法人定款の変更を完了することが難しい状況にあって発出されたものであることから、本市（愛知県と同様）においては、定款変更に一定の猶予を認める期限について、平成 26 年 3 月 31 日までとします。

したがって、各法人においては、当該期限までに、理事会等の承認後、事業に関する定款変更の手続き（登記を含む）を速やかに行い、変更届けを提出願います。なお、法人種別によっては所管庁の審査や縦覧期間が設定されている場合もあるため、余裕をもって手続きを行ってください。

(2) 平成 25 年 4 月 1 日以降において新規に指定を受ける事業所・施設等について

障害者総合支援法の施行後において、初めて障害福祉サービス事業等を開始しようとする法人にあっては、定款の事業に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」と明記し、指定申請を行うこと。

（なお、当該法令施行日前において、定款変更の手続きができない特段の事情がある場合においては、この限りでない。）

(3) 定款変更後の記載例

平成 26 年度の共同生活介護・援助
の一元化にも対応できます

第〇条 当法人は、以下の事業を実施する。

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- 4 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

移動支援事業も
含みます

7 運営規程の変更について

(1) 障害者総合支援法の施行に伴う変更

- ・運営規程は、事業の運営についての重要事項に関して定めておくものであり、事業所の見えやすい場所に掲示するものであることから、障害者総合支援法の施行に合わせ、運営規程における法令及び省令の名称を速やかに変更してください。
- ・なお、変更箇所が法改正に伴う名称変更のみの場合は、変更届出書を提出する必要はありません。

(2) 「事業の主たる対象とする障害の種類」に難病を加える場合の変更

- ・障害者総合支援法の施行に伴い、新たに難病患者が対象となることから、難病患者にもサービスを提供することを予定される場合は、運営規程を改正し、変更届を提出すること。
- ・特に、「難病患者等居宅生活支援事業」において、難病患者にホームヘルプサービス等を提供している事業所については、必ず運営規程を見直し、変更届を提出すること。
- ・上記の変更届出書の提出期限は、平成25年4月10日(水)までとします。
- ・提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、「主たる対象」を特定する場合には、参考様式7「指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等」を添付し、提出すること。
- ・「主たる対象とする障害の種類」に係る留意事項については、厚生労働省の事務連絡(別紙)を参照して下さい。
- ・運営規程の記載例

第7条 居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

省略

- 2 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
- (1) 居宅介護 ①身体障害者 ②知的障害者 ③障害児 ④精神障害者 ⑤難病等対象者
 - (2) 同行援護 ①身体障害者 ②障害児
 - (3) 行動援護 ①知的障害者 ②障害児 ③精神障害者

8 就労継続支援A型事業の報酬の適正化(平成24年10月施行)

【平成25年2月25日 障害保健福祉関係主管課長会議より】

昨年の報酬改定により、短時間利用者が一定割合以上の就労継続支援A型事業所に対しては、報酬による適正化を図ったところである。(平成24年10月分の実績においては、計141事業所が当該適正化の対象となっている。)

これは、本来の利用者である障害者の利用を短時間に限り、健常者である従業員(基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」)がフルタイムで就労している事例なども報告されていることから、こうした短時間の利用者の状況を踏まえた対応である。

各地方公共団体におかれでは、管内の就労継続支援A型事業所に対して、最低でも短

時間労働者とされる週平均20時間を超える利用となるよう促す等の対応をお願いしたい。

加えて、就労継続支援A型事業の短時間利用の実態として、利用者も従業者も短時間の利用とし、短時間で浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例も懸念されているところである。

本来の就労継続支援A型事業の目的に反するのみでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切であるので、そのような対応の是正を促す等の対応をお願いしたい。

【報酬告示】

4 イ及びロの算定に当たって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合（ただし(3)又は(4)については、平成24年10月1日以降に限る。）に、それぞれ(1)から(4)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 週20時間未満の利用者（(4)において「短時間利用者」という。）が現員数の100分の50以上100分の80未満の場合 100分の90

(4) 短時間利用者が現員数の100分の80以上の場合 100分の75

【留意事項通知】

(二) 短時間利用者が一定割合以上である場合の所定単位数の算定について

ア 報酬告示第14の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(3)及び(4)の短時間利用者数が一定割合である場合の減算の取扱いについては、「現員数（雇用契約を締結している利用者で一週間のうち1日でも利用のあった者の合計数のこと）」のうち「短時間利用者（週20時間未満の利用者のこと）」の占める割合が、100分の50以上100分の80未満である場合又は100分の80以上である場合に減算を行うものとする。

イ アの割合は直近の過去3月間において、1週間ごとの割合を求め、当該期間の週平均の割合をもって算定する。ただし、算定対象となる3月間の最初の週と最終の週が、算定対象外の月をまたぐ場合は、当該週を除いて計算するものとする。

ウ 平成24年10月1日以降からの施行であること。

9 強度行動障害を有する者等に対する支援者の人材育成について
【平成25年2月25日 障害保健福祉関係主管課長会議より】
別紙関連資料参照願います。

共同生活介護・共同生活援助の申請調書

記入担当者

①法人の名称	
②事業所の名称	
③住居の名称	
④利用定員	人
⑤近隣住民に対し て事業を始める ことについて説 明を行ったか	住民への説明方法、説明を行った日、対象者※及び住民への説明内容を具体的に記入すること。
<p style="text-align: center;">※説明方法…住民説明会、近隣への戸別訪問等 ※対象者…自治会長、○○地区長、○○町住民等</p>	
⑥他法令における 必要な要件は全 て満たしている か	<ul style="list-style-type: none"> ・満たしている ・満たしていない <p style="margin-left: 20px;">満たしていない内容（ ） 　今後の対応（ ） 　解決の見込時期（ 平成 年 月頃 ）</p> <p>例) 消防法における避難器具の設置及び避難経路の確保等 都市計画法における市街化調整区域内の開発許可</p>
⑦連携施設等との 支援内容	支援体制における支援内容を具体的に記入すること。

※ 住居が複数ある事業者については、住居ごとに本書を作成してください。

平成 年 月 日

法人名

代表者 職・氏名

印

平成25年3月1日

障害福祉サービス事業所運営法人
代表者様

名古屋市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課長

処遇改善（特別）加算および介護給付費等算定の届出について

平素は障害福祉サービスにご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

処遇改善につきまして、平成25年度については届出を、平成24年度については実績報告の提出が必要となります。また、平成25年4月の体制加算の算定には、介護給付費等算定届の提出が必要です。つきましては下記のとおり関係書類のご提出をお願いいたします。

記

1 平成25年度処遇改善（特別）加算の届出について

提出期日：平成25年3月29日（金）消印有効

詳細は別添1をご覧下さい。

2 平成24年度処遇改善（特別）加算の実績報告について

提出期限：24年度の最終の加算の支払があった月の翌々月の末日（閉庁日の場合はその前日）までに、実績を報告していただく必要があります。

（例）5月に加算の支払い→7月31日まで

提出書類および様式は25年4月以降にウェルネットなごやに掲載します。

3 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書について

提出期日：平成25年4月15日（月）消印有効

詳細は別添2をご覧下さい。

※1 5月1日算定の加算届も、4月15日（月）が締切になっております。

提出期限を過ぎますと、6月以降の算定になりますのでご注意ください。

※2 就労継続B型事業者の方には、工賃向上計画の提出について、愛知県障害福祉課から後日通知等が予定されています。

4 提出先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課指定事業係

指定事業係 (972-3965)

平成 25 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の届出について

1 提出期限

平成 25 年 3 月 29 日（金）消印有効

ただし、名古屋市に提出する法人が対象です。

名古屋市以外への届出については提出期限が異なります（＜提出先一覧＞参照）。

2 提出先

法人単位で届出書類の作成をお願いします。

提出先が名古屋市となる法人は次のとおりです。

- ① 名古屋市に所在する単独の障害福祉サービス事業所を運営している法人
- ② 複数の障害福祉サービス事業所等を運営する法人であって、運営する事業所がすべて名古屋市内に所在する場合

<提出先一覧>

事業所の所在地	届出書提出先
名古屋市内のみ	名古屋市
名古屋市及び県内他市町村	愛知県 *提出期限 3 月 29 日（金）
名古屋市及び他都道府県	名古屋市 他都道府県（提出先及び提出期限は該当自治体へお問い合わせ下さい）
名古屋市、県内他市町村及び他都道府県	愛知県 *提出期限 3 月 29 日（金） 他都道府県 (提出先及び提出期限は該当自治体へお問い合わせ下さい)

【裏面に続く】

3 届出書類

書類	提出先及び対象法人	
	市内に 1事業所	市内に 複数事業所
別紙様式2 福祉・介護職員待遇改善計画書	○	○
別紙様式2(添付書類1) 福祉・介護職員待遇改善計画書(事業所一覧表)	○	○
別紙様式2(添付書類2) 福祉・介護職員待遇改善計画書(都道府県状況一覧表)		△※1
別紙様式2(添付書類3) 福祉・介護職員待遇改善計画書(市町村一覧表)		○
別紙様式3 福祉・介護職員待遇改善(特別) 加算届出書	○	
別紙様式4 福祉・介護職員待遇改善(特別) 加算届出書		○
別紙様式6 キャリアパス要件等届出書	○※2	○※2
添付書類 就業規則(賃金規程などを含む)、及び労働保険関係成立届等	○※3	○※3

※1 都道府県の圏域を越えて所在する複数の障害福祉サービス事業者等を有する法人は、提出が必要になります。

※2 特別加算を算定しようとする障害福祉サービス事業者等は、提出を必要としません。

※3 全法人が対象になります。

なお、労働基準法第89条に定められている、常時10人以上の労働者を使用しておらず就業規則を労働基準監督署長に届出をしていない法人は、法人内で作成した就業規則又は雇用契約書(従業者全員分)の提出をお願いいたします。

4 様式の掲載について

「ウェルネットなごや」をご覧下さい。

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top>

平成25年度4月1日適用の加算の算定に必要な書類一覧

事業所ごとに、下表の該当する書類をご提出ください。

必要書類	サービス種別													施設入所支援	注意事項
	動居 援宅 護・ 介護 ・同 行 重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	療養 介護	生活 介護	短期 期入所	重度 障害者 等 包 括 支 援	共同 生活 介護	宿泊 型 自立 介護	自立 訓練 (機能 訓練)	自立 訓練 (機能 訓練)	就労 移行 支援	就労 継続 支援	就労 継続 支援	共同 生活 援助		
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号その1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	記載例をご確認の上、ご記入ください。
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号その2)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	新規、変更、終了の場合は添付していただく必要があります。
介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	記載例をご確認の上、ご記入ください。適用する加算は全て「あり」に丸をつけてください。
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙2)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	平成25年4月の勤務予定表です。記入モレのないようにお願いします。
運営規程	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	最新の運営規程のご提出をお願いします。
特定事業所加算(別紙3-1~3-4)	◎		◎												
人員配置体制加算に関する届出書(療養介護)(別紙4)															
人員配置体制加算に関する届出書(生活介護)(別紙5)			◎												
視覚障害者又は言語聴覚障害者の状況(別紙10)			◎				◎	◎	◎	◎	◎				
重度障害者の状況(別紙12)												◎			
平成2年必要な加算実績が	夜勤職員配置体制加算に関する届出書(別紙13)											◎			
共同生活援助及び共同生活介護にかかる体制(別紙15)						◎					◎				
共同生活援助又は共同生活介護における単身生活移行の状況(別紙18)						◎					◎				
通勤者生活支援加算に係る体制(別紙19)						◎					◎				
地域移行支援体制強化加算及び通勤者生活支援加算に係る体制(別紙22)						◎	◎				◎				
就労移行の状況(就労移行支援)(別紙25)									◎						
施設外支援実施状況(毎月準備支援体制加算(1)に係る届出書)(別紙26)									◎						
就労移行の状況(就労継続支援)(別紙27)										◎	◎				
工賃実績算定シート(別紙30)											◎				
平均障害程度区分の算出(別紙31)		◎													
その他	上記を除く各加算届(別紙6~9、11、14、16、17、20、21、23、24、28、29、32)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	平成24年度から継続して算定しており、内容に変更がない場合は提出不要です。

◎…届出が必要な書類 △…場合によっては必要な書類

事務連絡
平成25年3月6日

各 都道府県
指定都市
中核市 障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害者等の範囲に難病等を追加することに伴う留意事項について

日頃より障害保健福祉行政の推進につきまして、多大なる御尽力を賜り、心より敬意を表します。

平成25年4月1日施行の障害者総合支援法において、障害者等の定義に新たに「難病等」が追加されることに伴い、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等（以下「事業所等」という。）について、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第31条等による事業等の運営についての重要事項に関する運営規程（以下「運営規程」という。）において事業等の主たる対象とする障害の種類に、「難病等対象者」を掲げることが新たに可能となつたところですが、これに当たっての留意事項等をまとめましたので、都道府県等におかれましては、管内事業所等に対し、下記の内容について周知徹底等をお願いいたします。

記

1. 「主たる対象とする障害の種類」に係る留意事項

（1）従来、難病患者等居宅生活支援事業における難病患者等ホームヘルプサービス事業及び難病患者等短期入所事業を実施している事業所は必要に応じて、運営規程において主たる対象とする障害の種類に「難病等対象者」を掲げて頂き、今まで当該事業を利用していた利用者が継続して支援を受けられるよう必要な措置を講じて頂きたいこと。

（2）従来、難病患者等居宅生活支援事業を実施していなかった事業所等についても、障害者総合支援法の趣旨に鑑み、難病等対象者も利用対象とすることが望ましいことから、運営規程において主たる対象とする障害の種類に「難病等対象者」を掲げる等、必要な措置を講じて頂きたいこと。

(3) 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の第三の3の(3)の「提供拒否の禁止」において、サービスの提供を拒むことができる正当な理由の一つに、「主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合」を掲げているところである。しかしながら、運営規程において、主たる対象とする障害に「難病等対象者」を掲げていない事業所等についても、元来、筋萎縮性側帯硬化症(ALS)等の重い難病の症状を持つ患者については、身体障害者手帳を取得し、「身体障害」として支援を受けていた者が一定程度見られること等から、「難病等対象者」である理由のみをもって、一律機械的にサービス提供を拒否することのないよう留意されたいこと。また、当該事業所等に対し、難病等対象者から利用申込みがあった場合には、これらの者の状態像に鑑み、難病等に伴う身体障害、知的障害、精神障害の有無等を十分に勘案の上、難病等である理由のみをもって利用を拒むことのないよう、取り計らわれたいこと。

なお、基準省令第11条等の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な居宅介護等を提供することが困難である場合は、同令第13条等により、適切な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じる必要があるので、注意されたいこと。

2. 難病患者等ホームヘルパー養成研修等の活用

難病等対象者に対して居宅介護等を提供するに当たって、難病等対象者に関する知識や援助技術等の習得を必要とする場合は、厚生労働省健康局の補助により都道府県・指定都市が実施する難病患者等ホームヘルパー養成研修の受講や、難病情報センターによる国の難病対策、病気の解説等関連情報の閲覧が可能であるので、事業所等に対し、積極的に活用頂くよう周知願いたいこと。

(参考)

難病情報センター <http://www.nanbyou.or.jp>

【担当】

厚生労働省社会・援護局

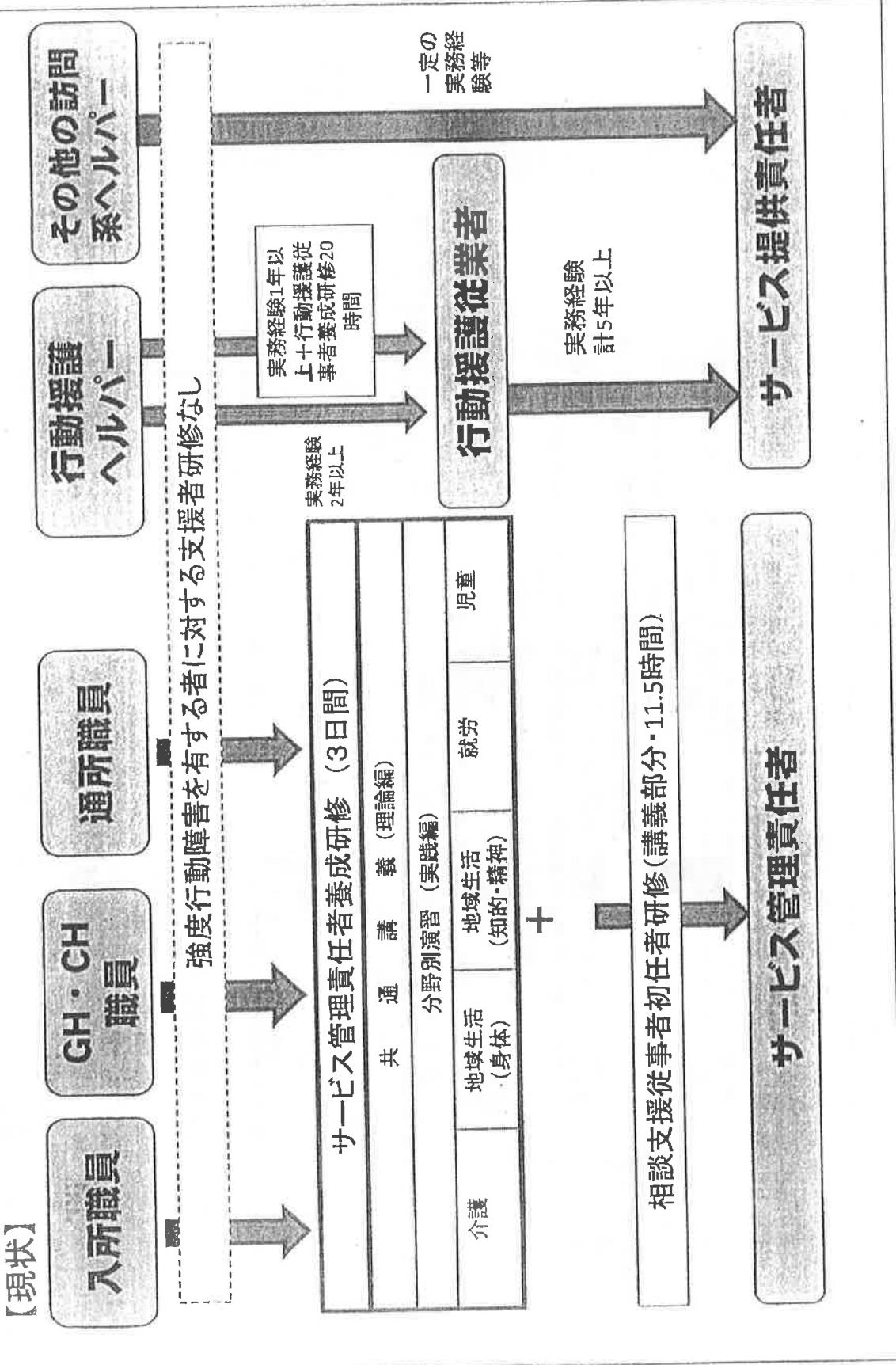
障害保健福祉部障害福祉課

福祉サービス係

TEL 03-5253-1111 (内線3091)

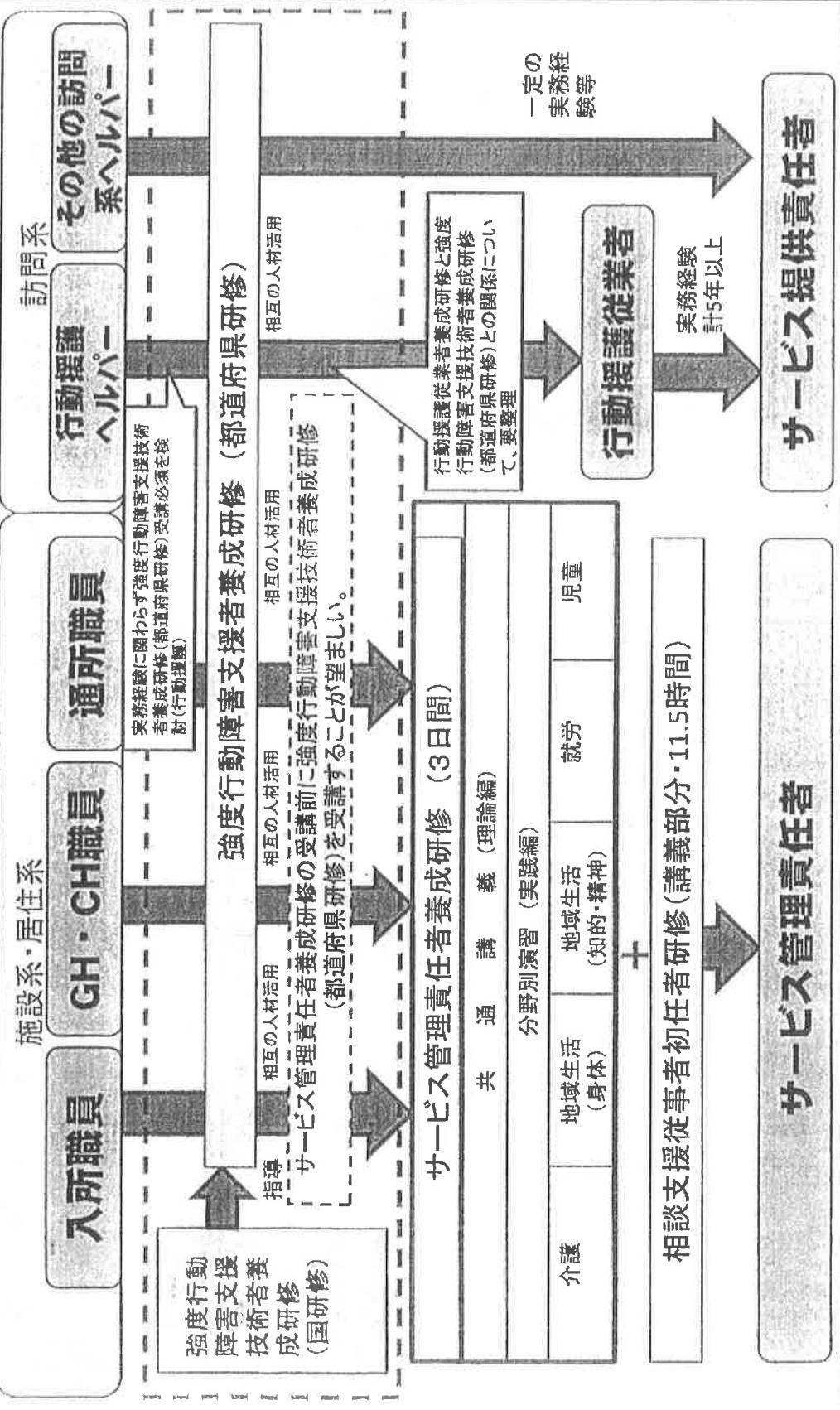
FAX 03-3591-8914

強度行動障害を有する者等に対する支援者的人材育成について



【見直し後イメージ(点線部分)】

* 内容は現時点検討案のため、今後変更の可能性あり。



【見直しにあたっての趣旨】

- 専門的な人材の育成(強度行動障害の特性から虐待につながりやすい→虐待防止の観点)
- 知的障害者等の支援者のキャラクターパスの形成
- 施設、通所等の拠点型サービスの人才培养機能の地域展開
- 訪問系サービスの普及拡大、質の向上(行動援助、重度訪問介護)

愛知県国民健康保険団体連合会
事業部 介護福祉課

平成25年5月送信分の 障害福祉サービスの請求について

<目次>

1. 地域区分について.....2ページ
2. 請求ソフト(簡易入力・取込送信)のバージョンアップについて
 - ◆注意点.....3ページ
 - ◆マニュアル・請求ソフトのダウンロード.....4~8ページ
 - (1) 電子請求受付総合窓口にログイン
 - (2) マニュアルのダウンロード(保存)
 - (3) マニュアルの解凍
 - (4) 請求ソフトのダウンロード(保存)
 - (5) 請求ソフトのバージョンアップ
3. 同じ月に1回目データの送信後、誤りに気づき修正して再度送信する場合の処理方法
 - ◆簡易入力システムでの取下げ方法.....9ページ
 - ◆取込み送信システムでの取下げ方法.....10ページ

1. 地域区分について

平成25年4月サービス提供分より、再び地域区分が変更となります。そこで、4月11日（木）から下記に示すところに「平成25年度 地域区分表」を掲載することとしました。確認してください。

- ・愛知県国民健康保険団体連合会ホームページ
(<http://www.aichi-kokuho.or.jp/>)
介護福祉関係の皆様へ障害福祉サービス事業所向け>障害福祉サービス費等の請求について
- ・電子請求受付システム
(<http://www.e-seikyuu.jp/> 電子請求受付システムの総合窓口)
ログイン後のお知らせ一覧
(更新日付2013/04/11:タイトル「平成25年度 地域区分表」)

2. 請求ソフト(簡易入力・取込送信)のバージョンアップについて

◆注意点

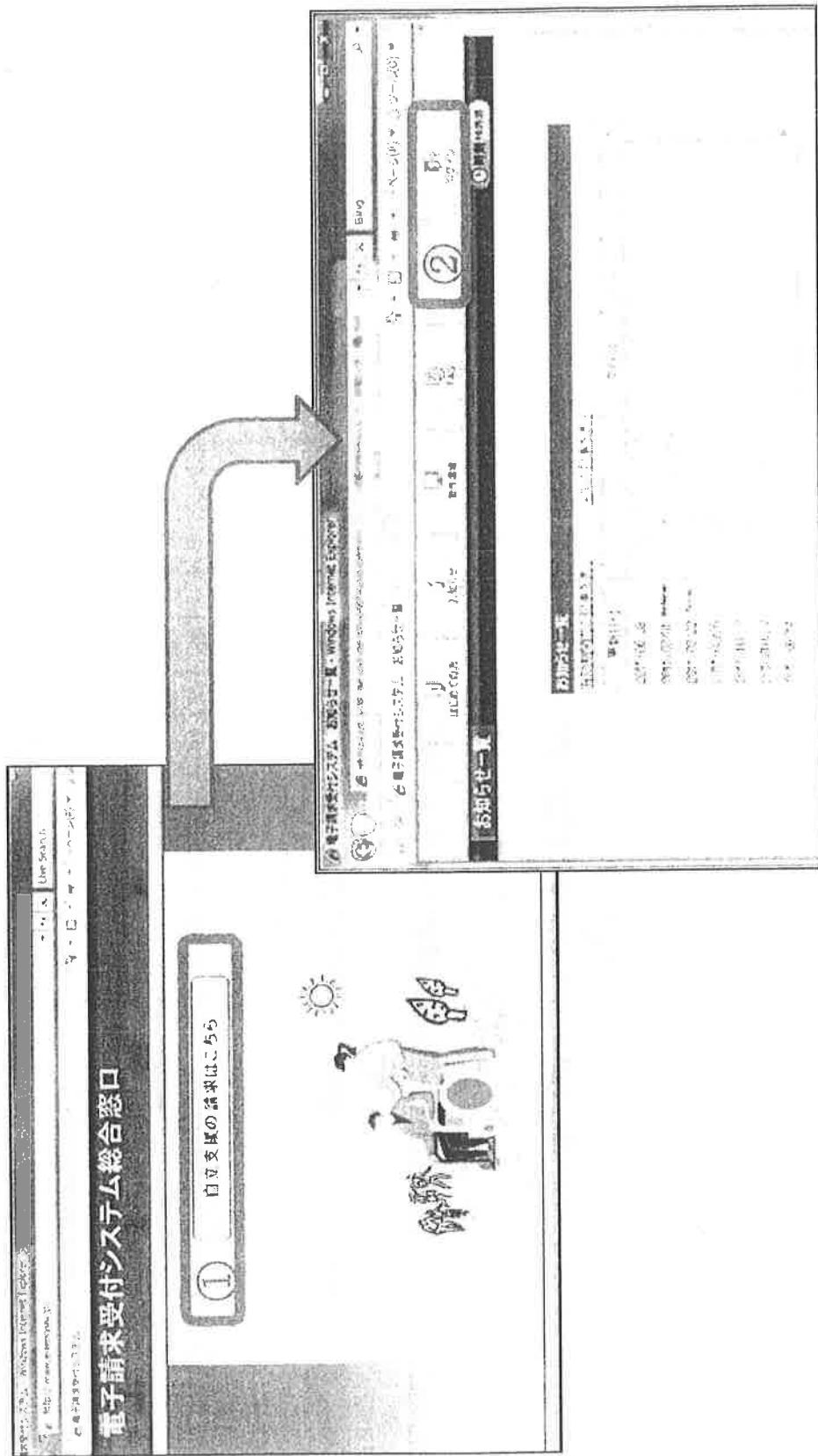
5月に送信する請求データは
ソフトのバージョンアップ終了後に作成してください。バージョンアップ前に
作成した請求データを送信すると、エラーとなる恐れがありますのでご注
意ください。

なお、バージョンアップのリリースは4月中旬の予定です。4月受付分の
締め日の10日以降に、電子請求受付システムのお知らせ画面を確認の
上、バージョンアップを行ってください。

◆マニュアル・請求ソフトのダウソード

(1) 電子請求受付システム総合窓口にログイン

<http://www.e-seikyuu.jp/> にアクセス



(2) マニュアルのダウンロード(保存)

【参考】

ダウンドロードするマニュアルの【保存】がタップしてください。

ファイル名	変更日	説明	最終更新日	最終バージョン
電子請求受付システム事業所マニュアル 電子請求受付サービス用規定	2009/04/11		2009/04/11	2009 5,528Byte
【簡易入力システム】 【簡易入力サービス】簡易入力システムマニュアル 【簡易入力サービス】簡易入力システムマニュアル	2009/04/11		2009/04/11	2009 5,245Byte

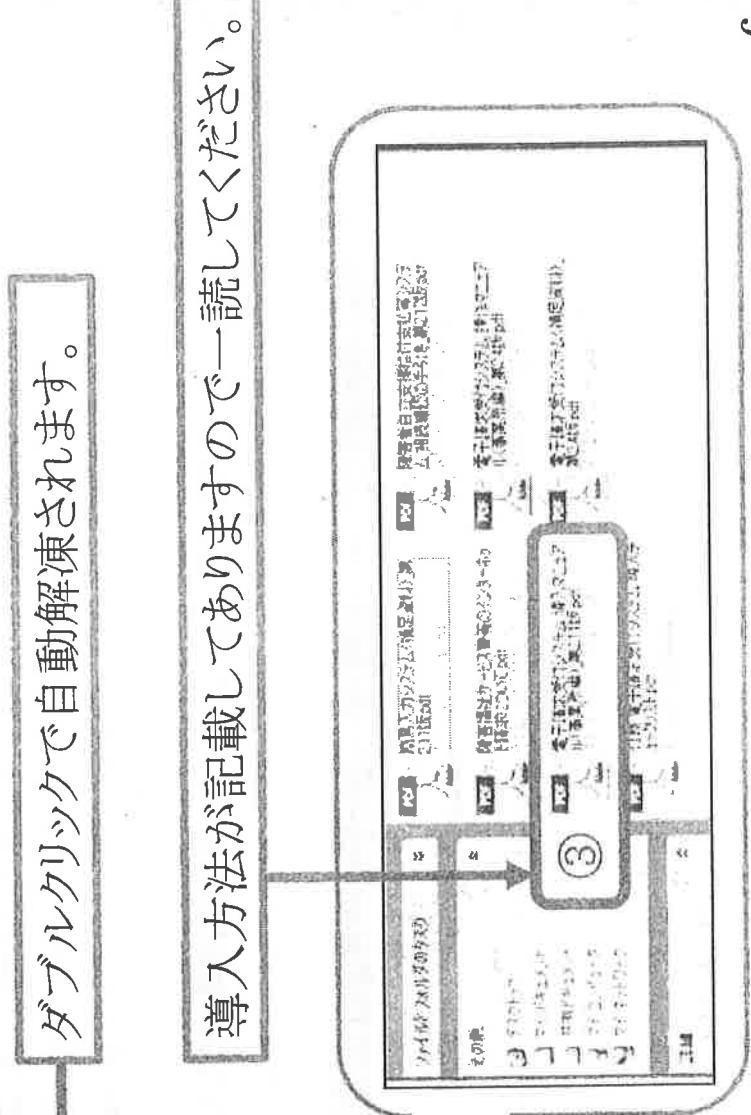
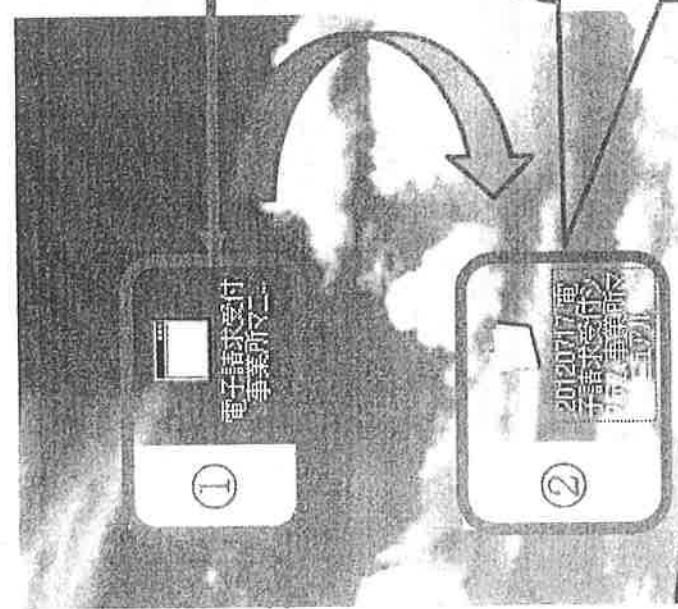
電子請求受付システム事業所マニュアル
をダウンロード(保存)します。

・必要に応じて各種マニュアルをダウソ
ロードしてください。

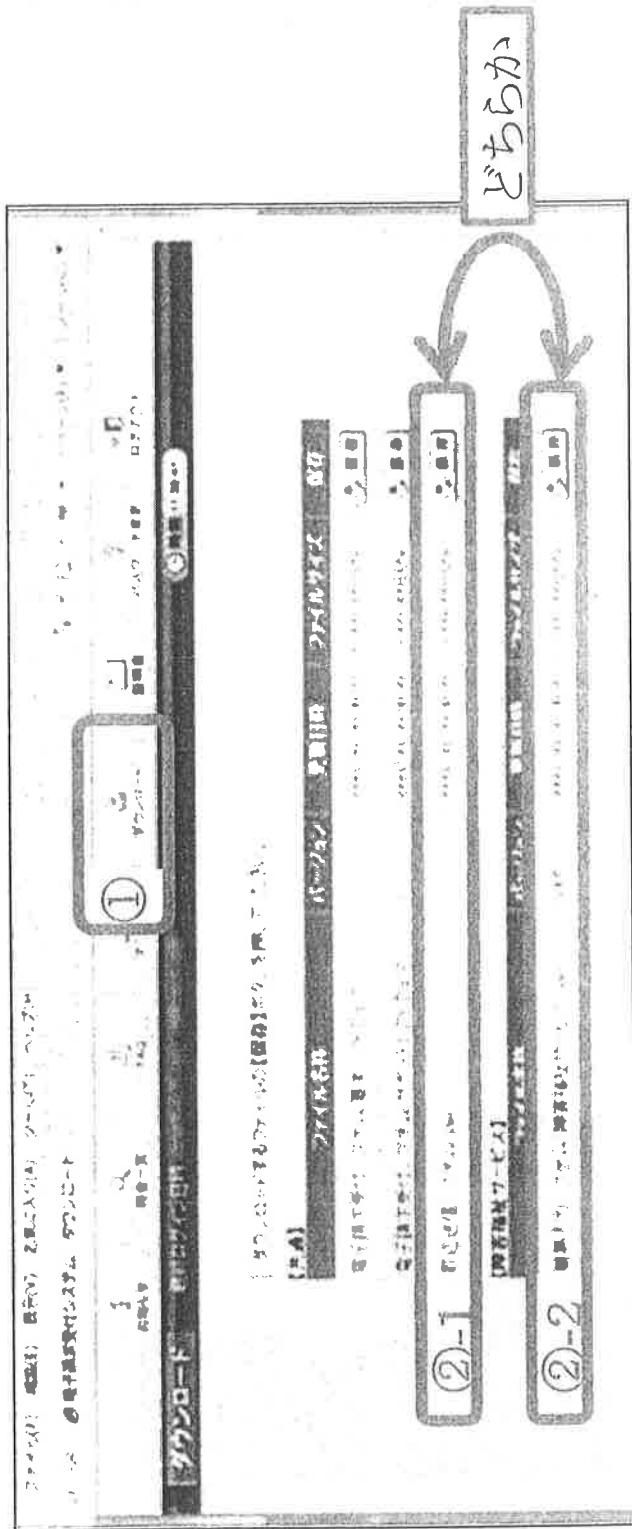
デスクトップ等わかりやすい所に保存し
てください。



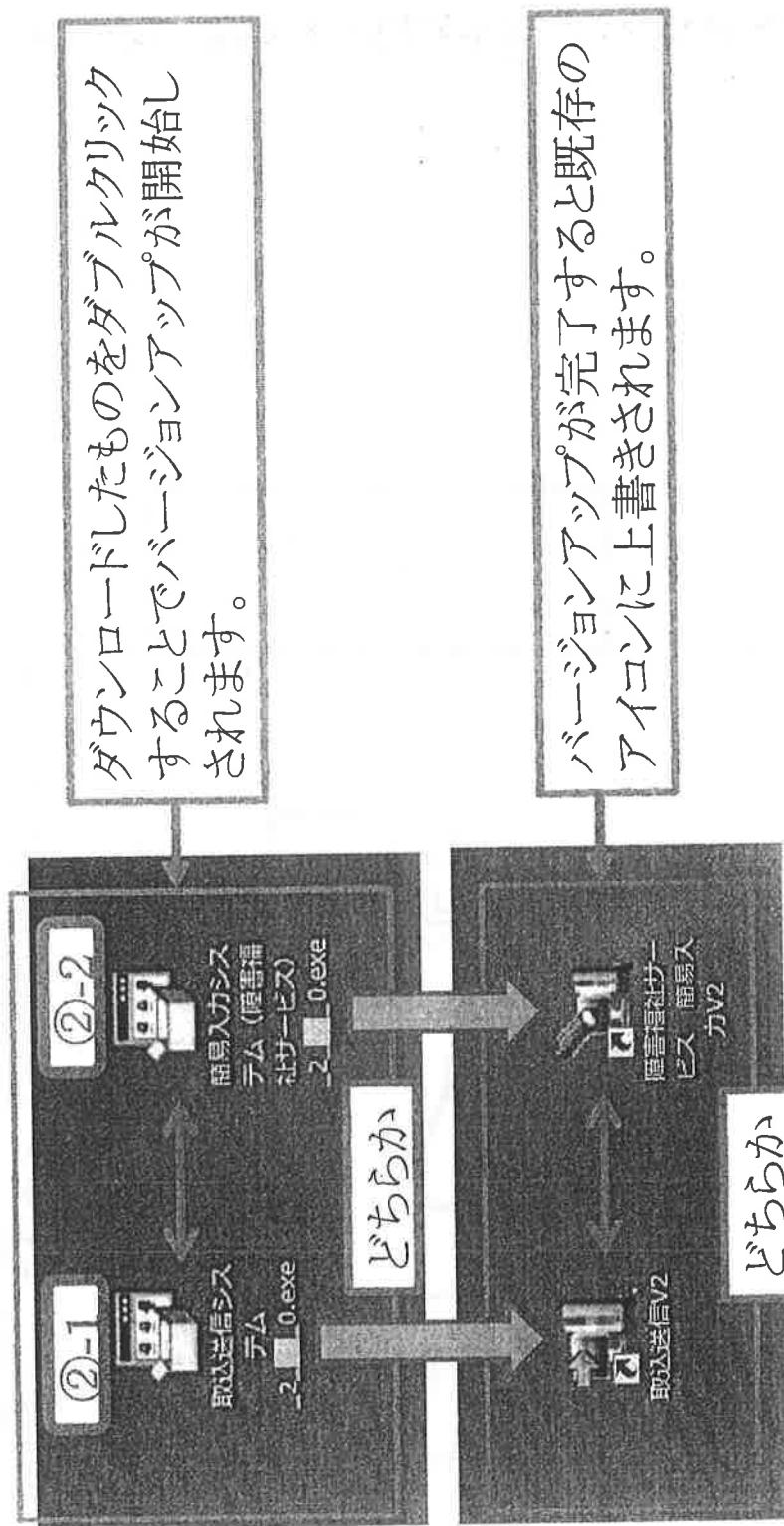
(3) マニュアルの解凍



(4) 請求ソフトのダウンロード(保存)

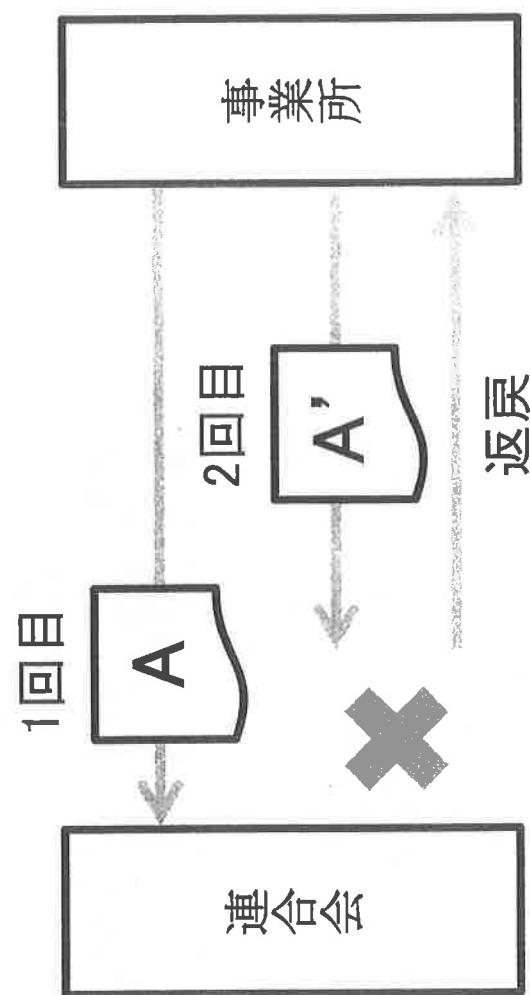


(5) 請求ソフトのバージョンアップ



※以上でバージョンアップは終了です。
既存の入力情報は自動的に上書きされます。

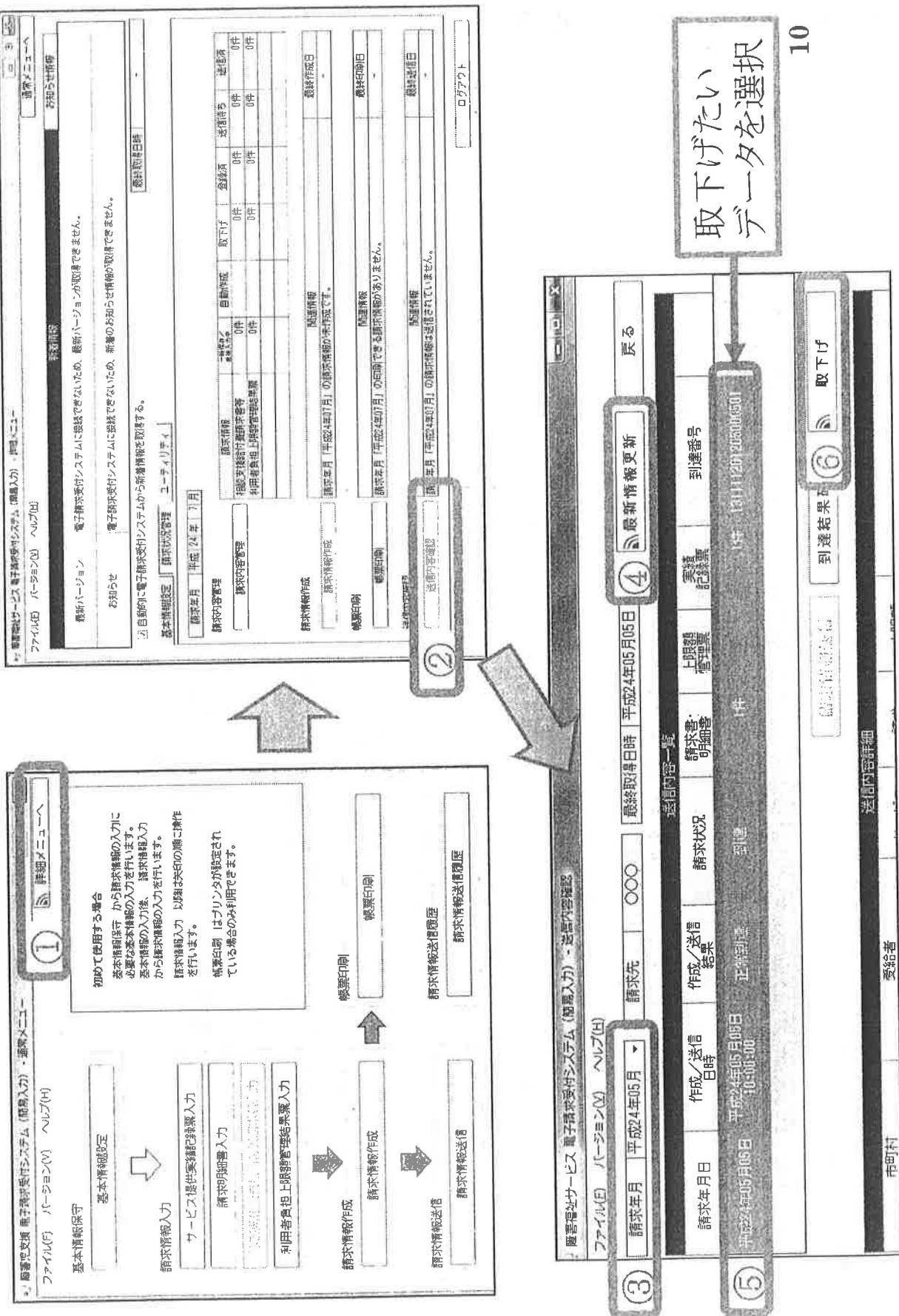
3. 同じ月に1回目データの送信後、誤りに気づき修正して再度送信する場合の処理方法（毎月1日～10日）



1回目のデータで審査し、支払われるため2回目に送信したデータは重複で返戻となります。
(エラーコード: EC01)

対策: 1回目に間違ったデータを送信してしまった場合、送信したデータを取込送信システム
又は簡易入力システムにて取下げしてください。(取下げ方法は次ページから)

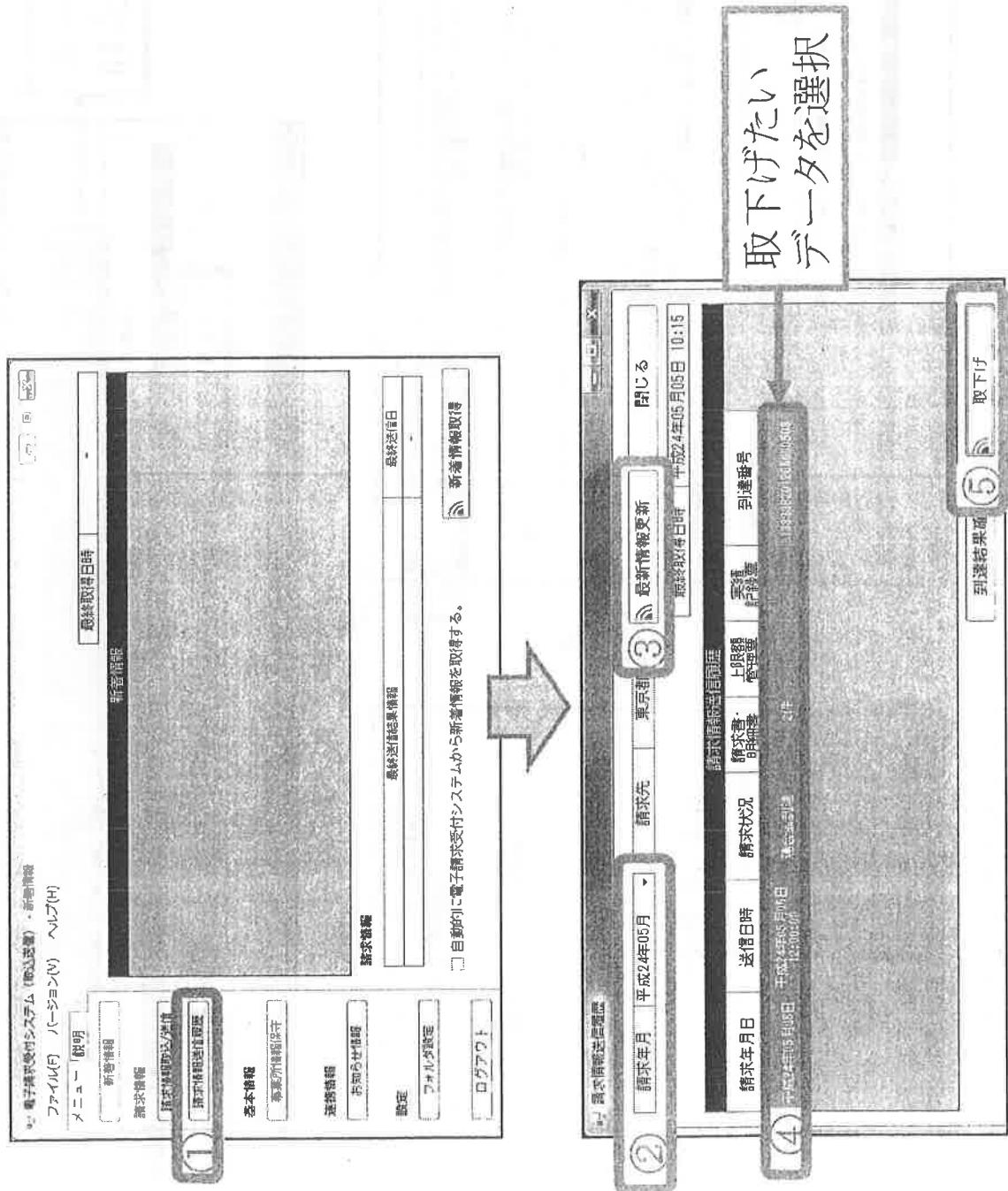
◆ 簡易入力システムでの取下げ方法



データを選択

10

◆取込み送信システムでの取下げる方法



<障害福祉サービス事業者の皆様へ>

障害福祉サービス等の基準条例が制定されました！

平成24年11月市議会におきまして、以下のとおり障害福祉サービス等に係る基準条例が制定されました。

本市では、平成25年4月から、この本市が定める基準条例に基づき事業者指定・指導等を行うこととなります。事業者の皆様におかれましては、この基準条例の内容をご理解の上、遵守いただきますようお願いします。

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により障害者自立支援法が改正され、従来国の省令で全国一律の定めとなっていた指定基準等を都道府県・指定都市等の条例で定めることとされたため、本市においてもこれを制定したものです。

2. 制定した条例

- ① 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ② 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ③ 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ④ 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑤ 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑥ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

3. 制定の考え方

継続性や公平性を確保する観点から、国の省令で定められている基準を継承することを基本に、必要部分については本市独自の基準を設けることとしました。

4. 国の省令に追加する本市独自の基準

事項	内 容
障害の特性に関する研修の実施	障害特性の理解が従業者の資質向上の根本であることを明確にするため、利用者の障害特性の理解を深めるために必要な研修を実施しなければならない。
食料及び飲料水の備蓄	本市が東海地震、東南海・南海地震の想定区域であることを踏まえ、利用者等の食料・飲料水を備蓄しなければならない。(ただし、一部経過措置あり。) <ul style="list-style-type: none">・短期入所、共同生活介護、共同生活援助、障害者支援施設、福祉ホームについては3日分の備蓄を義務化・上記以外の事業については、一時的な滞在に必要な数量の備蓄を義務化(「必要な数量」とは、3食分以上の食数とします。)
暴力団の排除	暴力団を利用する運営をしてはならない。

5. 施行日

平成25年4月1日から。ただし「食料及び飲料水の備蓄」については、一部経過措置(平成28年4月1日施行)があります。

6. 本市独自基準の事業内容別適用一覧

区分	障害の特性に関する研修の実施	暴力団の排除	食料及び飲料水の備蓄		
			3日分	3食分以上	経過措置※
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	○	○		
	療養介護	○	○		○
	生活介護	○	○		○
	短期入所	○	○	○	
	共同生活介護	○	○	○	
	自立訓練	○	○		○
	就労移行支援	○	○		○
	就労継続支援	○	○		○
	共同生活援助	○	○	○	
障害者支援施設					あり
					なし
					あり
福祉ホーム	○	○	○		なし

※経過措置ありの区分については、平成28年4月1日から施行（義務づけ）

【参考】指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）

（人員、設備及び運営に関する基準等）

第2条 前条の基準等は、この条例に定めるものほか、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の21の定めるところによる。

（障害の特性に関する研修）

第3条 指定障害福祉サービスの事業等を行う者は、従業者に対し、利用者の障害の特性に関する理解を深めるために必要な研修を実施しなければならない。

（食料及び飲料水の備蓄）

第4条 短期入所、共同生活介護又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業等を行う者は、非常災害に備え、利用者及び従業者の3日間の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

2 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスの事業等を行う者は、非常災害に備え、利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

（暴力団の排除）

第5条 指定障害福祉サービスの事業等を行う者は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

平成 25 年 2 月 13 日

各障害者グループホーム・ケアホーム管理者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

障害者グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について

日頃は、本市の障害福祉行政を始めとする福祉行政全般につきまして、多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

既に新聞報道等によりご承知のことと存じますが、2月8日に長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおいて、また2月10日に新潟県新潟市の障害者グループホームにおいて火災が発生しました。

障害者グループホーム・ケアホームについては、従前より防火安全対策に努めていただいているところですが、今回のような事態を防止するため、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に規定する非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、あらためて再点検を行っていただきますようお願いします。

なお、防火安全体制の徹底及び点検について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室から発出されました「障害者グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」を添付しますので、併せてご確認いただきますようお願いします。

<連絡先>

電話：052-972-3967 FAX：052-972-4149 担当：指導係
メールアドレス：a2578@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

事務連絡
平成25年2月11日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室

障害者グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について

障害者グループホーム・ケアホームについては、これまでにも事務連絡や全国会議等の場を通じて、防火安全体制の徹底等をお願いしてまいりましたが、昨日、新潟県新潟市の障害者グループホームにおいて人的被害を伴う火災が発生しました。また、2月8日には、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームでも火災が発生したところであります。

つきましては、あらためて、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。）に定める非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、都道府県、指定都市、中核市は管内のグループホーム・ケアホームに対する指導・助言を行うとともに、グループホーム・ケアホームにおいて下記に留意の上再点検が行われるよう、周知をお願いします。また、それに当たっては、当省の認知症・虐待防止対策推進室から上述の長崎の事例を踏まえた対応を既に要請している貴自治体の介護保険主管部（局）とも必要に応じて連携をとっていただくよう、あわせてお願ひいたします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施

グループホーム、ケアホームを運営する事業者は、指定基準第154条及び第213条において準用する第70条の定める非常災害対策について、同条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の構築状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
- ④ 定期的な避難訓練の実施状況

2. 地域住民等との連携

指定基準第154条及び第213条において準用する第70条第1項に定める関係機関への通報及び連絡体制の整備に当たって、策定された非常災害に関する具体的計画等をより効果的なものとするためには、日頃から消防団や近隣住民との連携を図ることが極めて重要であり、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努めること。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- 消防団や近隣住民との連携状況

3. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

指定基準第154条及び第213条において準用する第70条第1項に定める消防設備の設置状況について点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

なお、消防法施行令（昭和36年政令第37号）において、設置義務がかからないグループホーム・ケアホームの消防用設備の設置費用についても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金等の助成対象にしているので、当該助成制度の活用により、その設置の促進に努めること。

【点検事項】

- 消防法その他法令等に規定された設備の設置状況

◎ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(抄)
(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)

(非常災害対策)

第七十条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(準用)

第一百五十四条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十条及び第九十二条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。 (後略)

(準用)

第二百十三条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十条、第九十二条、第一百四十四条から第一百四十六条まで、第一百四十八条、第一百四十九条及び第一百五十一条から第一百五十三条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。 (後略)

◎ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(抄)(平成18年12月6日障発第1206001号)

第四 療養介護

3 運営に関する基準

(19) 非常災害対策(基準第70条)

- ① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。
- ② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

- ③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。
- ④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めるとしたものである。

第八 共同生活介護

3 運営に関する基準

(13) 準用(基準第154条)

基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条及び第92条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9)を参照されたい。

第十四 共同生活援助

3 運営に関する基準

(3) 準用(基準第213条)

基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条、第92条、第141条から第146条まで、第148条、第149条及び第151条から第153条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9)並びに第八の3の(1)から(5)まで、(7)、(8)、(10)から(12)までを参照されたい。

平成25年度 名古屋市における主要な事業一覧(案)

NO.	事項	内容	助成額等	対象法人	対象事業所	備考
1	重症心身障害者等受入補助金 拡充あり	重症心身障害者等の円滑な受入のために、生活介護事業所及び地域活動支援事業所に対する支援を満たす利用者の支援に要する経費を補助するもの。	(生活介護) 日中(定員40名以下) 5,500円／日 日中(定員41名以上) 3,300円／日 (デイ型地域活動支援事業) 4時間まで 2,600円 4時間超～6時間まで 4,300円 6時間超 5,500円 ※拡充事項の詳細は次々ページ	社会福祉法人 NPO法人 医療法人等 福利法人等	生活介護 デイサービス型地 域活動支 援事 業所 事 業 所	(問合せ先) 障害者支援課 指定事業係 052-972-2560
2	重症心身障害児(者) 短期入所事業補助金	短期入所を実施する事業所が、重症心身障害者等を受け入れた場合、これに対する適切なサービスの円滑な提供を可能とするため、短期入所の法定単価に加えて上乗せ単価補助を行うもの。	(短期入所と他の日の日中活動系サービスを併用する場合) 2,850円／日 (上記以外) 5,700円／日	社会福祉法人 NPO法人 医療法人等 福利法人等	短期入所 事業所	(問合せ先) 障害者支援課 指定事業係 052-972-2560
3	福祉人材育成支援事業 助成金	居宅介護事業所等が行う人材育成・從業者定着のための取組に対し、その経費の一部を助成するもの。	事業所外研修への参加費用、従業者の資格取得費用等の経費について、事業所内研修の開催に支出した金額に以下の助成比率を掛けた金額を補助。 対象事業 事業所外研修への従業者の派遣 1／2 事業所内研修の開催 3／4 従業者の資格取得支援 3／4	社会福祉法人 NPO法人 医療法人等 福利法人等	居宅介護 重度訪問介護 同行訪問介護 行動援助 事業所	(問合せ先) 障害者支援課 指定事業係 052-972-2560
4	日中一時受入事業	事業所の規模に応じて助成限度額(5万～15万円)があります。	(報酬単価) ① 知的障害者 時間区分ごと、障害程度区分ごとに設定 ② 障害児 時間区分ごと、障害程度区分ごとに設定 ③ 重症心身障害児(者) 時間区分ごとに設定 (加算) 低所得者への食事提供加算 送迎加算 入浴加算	社会福祉法人 NPO法人 医療法人等 福利法人等	短期入所事業所 で、かつ日中一時 で、かつ事業所の登 録を受けた事業 所	(問合せ先) 障害者支援課 指定事業係 052-972-2560

平成25年度 名古屋市における主な事業一覧(案)

障害者支援課

NO.	事項	内容	助成額等	対象法人	対象事業所	備考
5	社会福祉施設職員研修 (委託) 拡充あり	名古屋市内の障害福祉サービス事業所等や特別養護老人ホーム等に所属する職員に対し、資質の向上と社会福祉施設利用者の処遇向上を図ることを目的として幅広い知識及び専門的技術等の習得のための階層別・職種別研修を実施するもの。	—	社会福祉法人 NPO法人 医療法人 當利法人等	障害者支援施設 障害事業所(通所系)	(問合せ先) 障害者支援課 指定事業係 052-972-2560
6	知的障害者地域生活訓練 (委託) (ちやれんじホーム)	知的障害者が将来、地域で自立生活を送ることができるように、グループホーム等において、実際に家族と離れて地域生活を体験することで、自活するための力を養い自立意欲を高める支援を行うもの。	—	—	—	(問合せ先) 障害者支援課 指定事業係 052-972-2560
7	身体障害者自立生活体験 事業(委託)	施設又は在宅で生活する身体障害者に対して、通常の生活の場所を一時的に離れ、試行的に独立で自活することのできる機会又は場所を提供することにより、自立生活への意欲の増進及び不安の軽減を図るとともに、その地域生活移行を促進するもの。	—	—	—	(問合せ先) 障害者支援課 指定事業係 052-972-2560
8	賃貸住宅入居等サポート 事業(委託)	賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障害者に対し、入居時の支援を実施するもの。	賃貸住宅への入居の支援 (入居成立1件につき50,000円) ①不動産業者に対する物件あっせん依頼 ②家主等との入居契約手続きの支 援等	—	—	(問合せ先) 障害者支援課 認定支払係 052-972-2639

※新規及び拡充事項の詳細は次ページ

平成 25 年度 名古屋市における主な障害福祉施設関係予算 (新規・拡充事項)

【拡充】重症心身障害者等受入補助金の補助基準単価新設について

(1) 内容

看護師等の配置および医療的ケアの必要な重心者を一定数受入のある通所事業所に、加算額を別に設定することで、医療的ケアの必要な重心者の受入に必要不可欠な看護師等の人件費の一部を補助することで、医療的ケアの必要な重心者の日中活動の場の充実を図るもの。

(2) 補助基準単価

補助基準単価	生活介護 を提供す る場合	利用定員 40 名以下	5,500 円	
		医療的ケア受入あり (定員 40 名以下)	8,000 円	
		利用定員 41 名以上	3,300 円	
		医療的ケア受入あり (定員 41 名以上)	5,800 円	
	デイ型 地域活動 支援事業 を実施す る場合	サービス 提供 時間	4 時間まで	2,600 円
			医療的ケア受入あり (4 時間まで)	5,100 円
		サービス 提供 時間	4 時間超～6 時間まで	4,300 円
			医療的ケア受入あり (4～6 時間)	6,800 円
		サービス 提供 時間	6 時間超	5,500 円
			医療的ケア受入あり (6 時間超)	8,000 円

※太字部分が新規拡充項目

(3) 補助対象および要件

従来の補助基準単価適用部分	【医療的ケア受入あり】 補助基準単価適用部分
※変更なし ・生活介護 ・デイサービス型地域活動支援事業	従来の補助対象事業所のうちで、次のすべてに当てはまるもの。 1. 看護師を常勤換算で 1.0 人以上配置 2. 医療的ケアの必要な重症心身障害者等を 3 人以上受入

【拡充】社会福祉施設職員研修の対象事業所拡大について

(1) 内容

名古屋市内の障害福祉サービス事業所等や特別養護老人ホーム等に所属する職員に対し、資質の向上と社会福祉施設利用者の処遇向上を図ることを目的として幅広い知識及び専門的技術等の習得のための階層別・職種別研修を実施する。

(2) 対象施設の拡大

平成24年度まで社会福祉法人の設立した身体障害者福祉施設が対象であったが、全法人、3障害に拡大する。

平成25年度対象施設（案）

設立法人 斜線	社会福祉法人	社会福祉法人以外 の法人
施設・日中活動	知的 障害者	名古屋市知的障害者 福祉施設連絡協議会 による研修
	身体 障害者	社会福祉施設職員研修
	精神 障害者	
居宅介護・重度訪問介護・行動援護		<ul style="list-style-type: none">・ホームヘルパー現任研修・キャリアアップ研修・福祉人材育成支援事業助成

(3) スケジュール

平成25年4月中旬 研修開催通知（一部のみ。順次通知予定）

平成25年6月～平成26年2月 研修実施

【新規】重度障害者を支援するケアホームの 改修費補助の新設について

(1) 内容

重度障害者（行動障害含む）を受け入れるため、戸建住居に係る建築基準法適合工事費等（「住宅」から「寄宿舎」への転用）を補助することにより、重度障害者の居住の場の確保を図るもの。

(2) 補助要件

次のいずれかに該当する者が定員の2分の1以上利用すること。

- ① 障害程度区分4以上のもの
- ② 行動援護対象者

(3) 補助額及び支払方法

① 補助額

補助基準単価100万円と工事費等を比較し、いずれか少ない方の額

② 支払方法

当該年度：補助額の2分の1を支払う。

翌年度：補助額の残額（2分の1）を支払う。

例：建築基準法適合のための工事費等が150万円だった場合

⇒ 補助額は100万円

当該年度：50万円支払い

翌年度：50万円支払い

障害者就労支援の主な施策(平成25年度)

1 障害者就労定着支援事業

就労移行支援及び就労継続支援を実施する事業所並びにグループホーム、ケアホームの職員が、一般企業等へ就労した利用者に対して、職場や自宅へ就労定着のために訪問支援を行った際の経費を助成するもの。

なお、障害者の一般就労の促進を図るため、就労定着支援事業を拡充するとともに、国による報酬単位改定を踏まえ、就労定着支援事業の補助額を整理する。

区分	24年度	25年度
期間	就職日から2年間	就職日から3年間
回数	就職日から2年間:54回	就職日から2年間:54回 + 就職日から3年目:6回
補助額	7,340円／回	7,100円／回 ただし、同一日・同一職場における連続支援の場合 6,400円／回

2 障害者雇用

(1)精神障害者を嘱託員として新たに1名雇用(健康福祉局)

区分	24年度	25年度
知的障害者	6名	6名
精神障害者	1名	2名

(2)知的障害者を嘱託員として、教育委員会では10名、交通局では3名を新たに雇用

区分	24年度	25年度
教育委員会	2名	12名
交通局	2名	5名
上下水道局	1名	1名

3 障害者職業能力開発プロモーターの配置

障害者支援課内に障害者の実習等を受け入れる企業の開拓などを行う職員を2名配置

平成 25 年度ウェルネットなごや

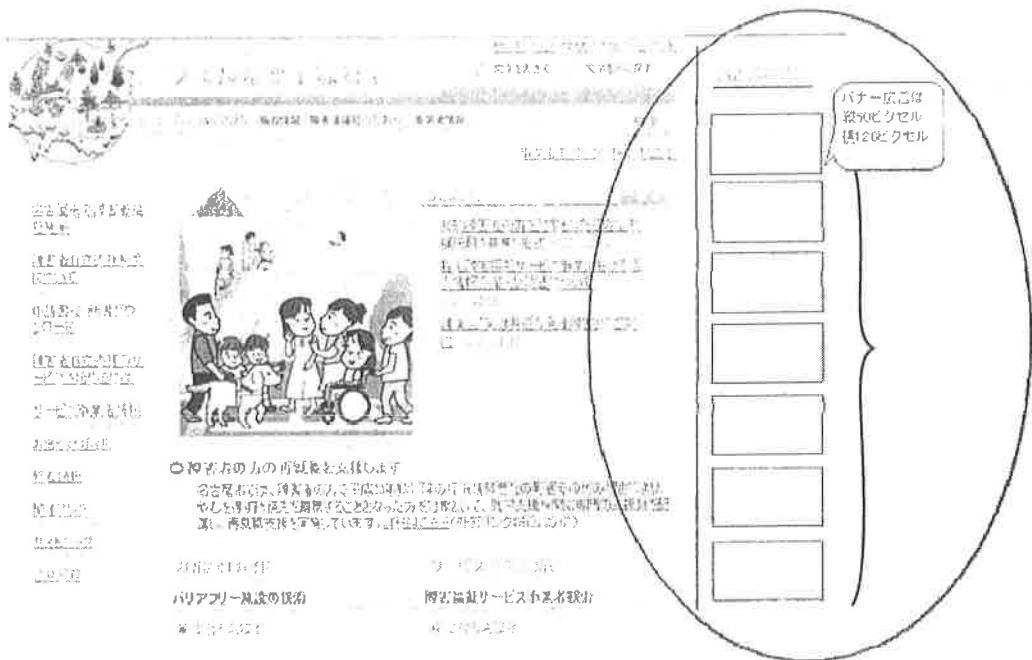
バナー広告募集

名古屋市の障害者福祉情報を提供する「ウェルネットなごや」の
バナー広告を募集しています。

○広告掲載料

1 枠当たり 月額 5,000 円（税込）

○掲載イメージ



詳しい募集要領等は、市ホームページ及びウェルネットなごやを
ご覧ください。

お気軽にお問い合わせください！

【問い合わせ先】 名古屋市健康福祉局障害企画課企画育成係

TEL 052-972-2585

Email a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

福祉避難所について

福祉避難所とは

高齢者や障害者等、通常の避難所生活に困難をきたす災害時要援護者等を対象に開設される避難所であり、対象となる要援護者や開設時期により、次の2つに区分される。

- ・福祉避難スペース（身近な福祉避難所）：通常の指定避難所内に一定の空間を確保
- ・拠点的な福祉避難所：バリアフリー等の設備・体制が整った社会福祉施設等

拠点的な福祉避難所の指定基準

社会福祉事業を行う施設等のうち、次に掲げる基準を満たす施設を、法人ごとに事前に協定を締結し、福祉避難所として指定する。

- ① 土砂災害危険箇所区域外に位置すること
 - ② 過去に浸水被害があった地域では、2階以上に避難空間が確保できること
 - ③ 耐震・耐火構造の建築物で、バリアフリー化がされていること
 - ④ 避難者用スペースとして 20 m^2 (1人当 2 m^2 として介助者を含め10人分) 以上が確保できること
- ※ 福祉避難所を開設しながら通常事業を再開することは差し支えない。
- ※ 想定している施設は、デイサービス等通所事業を行う施設であり、特別養護老人ホーム等併設施設の場合、入所者（緊急入所を含む）の処遇に支障がない範囲とすること。

福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない程度のものであって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者とする。

要援護者もまずは通常の避難所へ避難し、そこで福祉避難所の対象者が振り分けられ、福祉避難スペースでの避難生活が困難な者が福祉避難所へ避難する。

対象者を介助する者は、対象者本人とともに福祉避難所に避難させることができる。
(介助者は1人までとし、要援護者数には算入しない。)

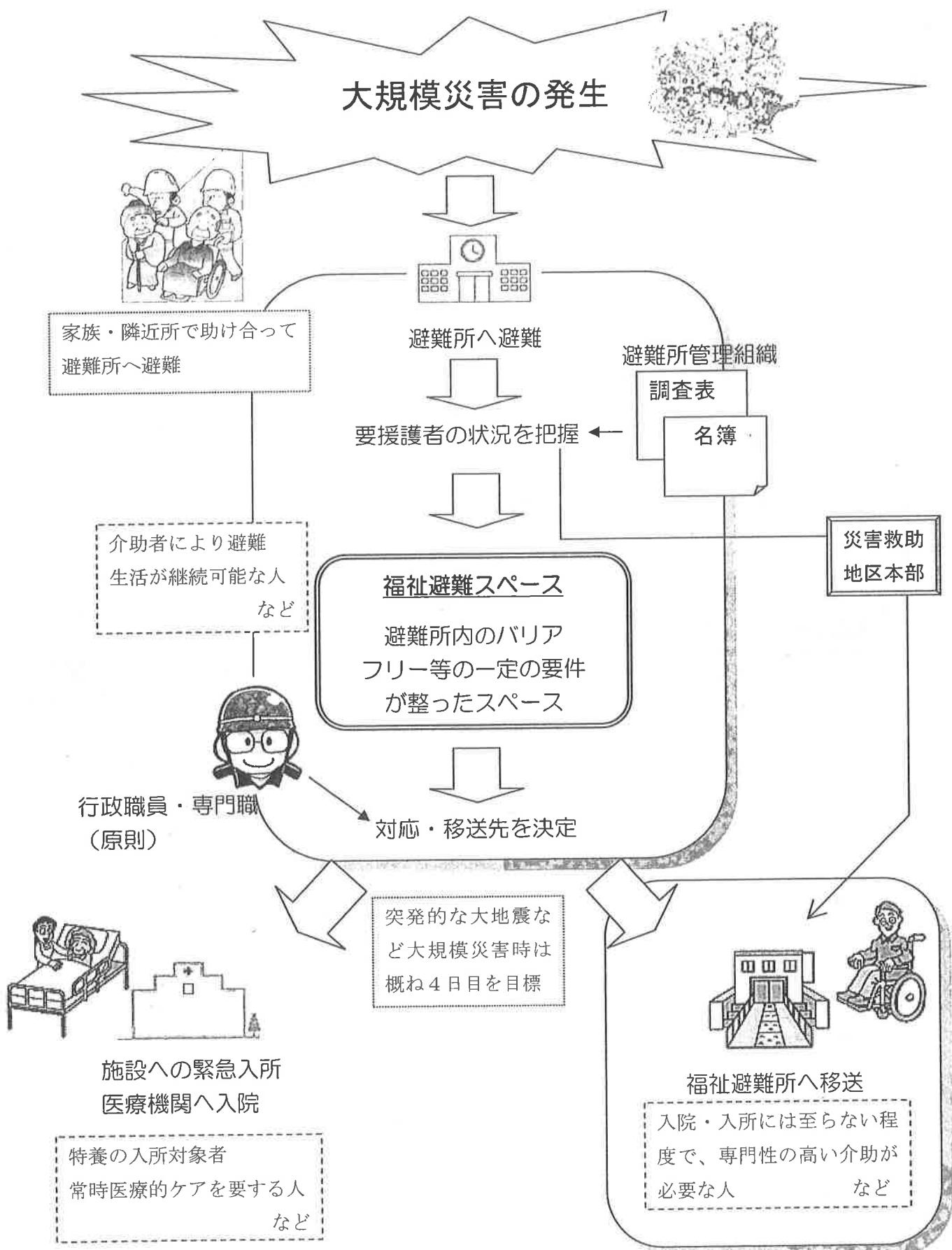
主として車いす利用者や一人で移動することが困難な方など、学校では段差があつてトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移つてもらうということを想定したもので、福祉避難所自体に対象者の介護機能を期待しているものではない。

福祉避難所の事業内容

- ① 福祉避難所の設置、維持及び管理【夜間の宿直を含め1人以上の配置】
〔以下は個々の事業所の状況に応じて事前に取り決める〕
- ② 被災した要援護者の福祉避難所への移送（協力できる範囲で）
- ③ 被災した要援護者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整（要援護者を概ね10人受け入れ、相談員を1人配置した場合に限る）
- ④ 食事の提供や生活必需品の支給

災害救助法が適用され、法による救助とみなされるものにかかる費用については、全額を市が負担する。

災害時要援護者の避難支援のイメージ



健康福祉局障害福祉部の組織

【障害者支援課】

推進係	電話	972-2558	FAX	972-4149
	メールアドレス	a2558@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
①障害者自立支援法による障害福祉サービスに係る事務事業の総括				②障害者の就労支援 ③障害者に係る公立の施設の社会福祉法人への移行の調整 ④他係の主管に属しないこと

指定事業係	電話	972-2560	FAX	972-4149
	メールアドレス	a2560@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
①障害者に係る施設の設置の計画及び手続（障害企画課の主管に属するものを除く。）②障害者に係る施設の運営（障害企画課の主管に属するものを除く。）③地域活動支援センター事業				

事業者指定担当	電話	972-3965	FAX	972-4149
	メールアドレス	a2560@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
①指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定並びに指定障害児相談支援事業者の指定 ②地域生活支援事業に係る事業者の登録				

認定支払係	電話	972-2639	FAX	972-4149
	メールアドレス	a2639@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
①障害程度区分の認定等に係る企画、指導及び訪問調査の委託等 ②障害程度区分認定等審査会 ③障害者自立支援法による給付に係る指定事業者等及び指定相談支援事業者への支払（障害企画課の主管に属するものを除く。）④移動支援事業及び相談支援事業（指定事業係の主管に属するものを除く。）				

指導係	電話	972-3967	FAX	972-4149
	メールアドレス	a2578@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
①指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指導監督 ②地域生活支援事業に係る事業者の指導監督				

施設整備・福祉 都市推進担当	電話	972-3097	FAX	972-4149
	メールアドレス	a2560@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
①医療型障害児入所施設等の整備（子ども青少年局の主管に属するものを除く。）②障害者に係る公立の施設の社会福祉法人への移行の調整 ③福祉都市環境整備				

就労支援の 推進等担当	電話	972-2584	FAX	972-4149
	メールアドレス	a2558@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		

①障害者の就労支援

【障害企画課】

企画育成係	電話	972-2585	FAX	951-3999
	メールアドレス	a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		

①障害者施策の企画及び総合調整 ②障害者基本計画及び障害福祉計画 ③知的障害者の福祉 ④障害児福祉手当及び特別障害者手当 ⑤特別児童扶養手当に係る事務の連絡調整 ⑥心身障害者扶養共済事業 ⑦障害者施策推進協議会 ⑧知的障害者更生相談所 ⑨部内他課公所係の主管に属しないこと

更生係	電話	972-2587	FAX	951-3999
	メールアドレス	a2587@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		

①身体障害者の福祉 ②自立支援医療（更生医療に限る。）を担当する医療機関の指定 ③戦傷病者の更生援護 ④遺族、引揚者、未帰還者等の援護 ⑤障害者スポーツセンター運営審議会 ⑥身体障害者更生相談所 ⑦障害者スポーツセンター ⑧総合リハビリテーションセンター ⑨社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団

精神保健福祉係	電話	972-2532	FAX	951-3999
	メールアドレス	a2633@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		

①精神保健及び精神障害者の福祉 ②自立支援医療（精神通院医療に限る。）を担当する医療機関の指定 ③自殺対策 ④精神保健福祉審議会 ⑤精神保健福祉センター

いのちの 支援担当	電話	972-2283	FAX	951-3999
	メールアドレス	a2633@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		

①自殺対策